

陸軍中將とす

▲建築部 建築部は諸要塞、諸砲臺、塹壕、兵器製造其他専門勤務に其職掌を及ぼす。諸要塞、工兵出張所、諸兵營其他陸軍建築物檢閲の爲め任命せられたる文武官及び工兵に使用せらるゝ諸労働者は此部長の指揮を受けるものとす。工兵軍隊及び野戰倉庫は工兵監督の管轄に屬す。

▲衛生部(イルク、芬蘭を除く)各軍管區には一衛生部あり、衛生部は諸般の命令に依り衛生警察事務を司る、病院に於ける患者の取扱其他凡そ陸軍衛生に關する一切の任務を有す。

▲工兵監部 同部は要塞並に技術に關する戰爭教育其他作戰集中間の工兵業務を掌る。

要塞

一、露西亞要塞は三級に分たれ、司令官は其等級に依りて任命せらる。

▲第一等要塞左の如し

クロンシュタット、コヴノ、グロドノ、ノーウオ・ゲオルギーエフスク、ブレストリトフスク、浦港、

▲第二等要塞左の如し

ベテルブルグ、オソウエーツ、セバストポール、(ビボルグ、スエアボルグの兩要塞は廢棄せらる)

▲第三等要塞左の如し

ウスチヅインスク、オチャークコフ、カルス、パツーム、クシカ、ニコラエフスク

其他の小要塞は論ずるの價值なきを以て略す

一、要塞司令官は其要塞防禦計畫を準備するの任を有す。

一、防禦施設のため取るべき諸處置

二、要塞の警備任務並防禦のため衛戍軍隊の使用

三、砲兵の使用

四、補足防禦工事

五、地下戦

一、要塞本部は左の三課に分つ。

第一課 本来の要塞事務又は司法に關する一切の任務

第二課 編成、動員教育に關する問題

第三課 軍醫事務

一、各要塞には特別の司令部を有す

一、各要塞には砲兵部、工兵部、經理部を置く

▲砲兵部 要塞衛戍内の要塞砲兵の武器、糧食の供給に關する一切の事務を司る。此司令部砲兵が攻圍軍の砲撃に應ずるため必要なる諸種の標準資料を得せしむべき様必要なる材料及地圖を調製配付す。

▲工兵部 防備諸建設物、工兵材料、電信、坑道の諸材料及附屬諸材料、暖房、燈火、要塞に關する工兵教育の管理を司る。

▲經理部 諸工事に必要の詳細なる設計、防禦施設のため行ふべき諸工事を立案す。

中部軍管區

一、亞細亞軍管區は特別の編成を有す。ガザン軍管區司令部はウラル州ツルガイ州の兩司令部に分れ、某州軍隊司令官軍務知事の名稱を有する中將又は少將を司令官とす、此軍務知事は軍管區司令官に隸屬す。

一、軍務知事は内務大臣と連絡して民政をも司る。

一、軍務上軍務知事は正規、不正規兵、軍隊並要塞を支配し、經理、砲兵、工兵等の諸建設物、衛生任務の諸建設物に對する檢閲權及監督權を有す。

▲ウラル州軍務知事府 參謀部は大佐一名、副官二名、尉官四名、軍醫一名、軍務知事はウラル哥薩克總兵長(即ち「アタマン」首長なり)として特別任務のため一佐官を隨ふ。

參謀部に屬する一、副官を除く總てはコザツクとす。

▲ツルガイ州軍務知事府 參謀部は將校二名、軍醫一名とす

高加索軍管區

一、高加索軍管區はクバン、テレク、ダゲスチン、チフリリス、エリワン、バツトム、アルス等

十二州を含む

- 一、太守を置き軍民事務を統轄す
- 一、軍管區司令部に軍務課、民政課を置く。
- 一、本部は砲兵、工兵、經理、衛生の四部を有す。

土耳其斯坦軍管區

- 一、土耳其斯坦軍管區はスイルルダリア、アムダリヤ、フェルガン、サマルカンドの後裏海州、セミレチュン等の數州を管轄す。
- 一、總都督は文武兩權を有す。各州は中將又は少將の總督に依り統治せらる。
- 一、アムダリヤ部は將官又は大佐に依り統治せらる。
- 一、土耳其斯坦護境第一旅團長は護境諸隊及同州内駐屯の地方諸部隊、要塞司令官を指揮す。
- 一、フェルガナ、サマルカンド州兩總督は其州内に駐屯する軍隊を指揮す。

極東諸軍管區

オムスク軍管區

- 一、オムスク軍管區はアクモリンスク、セミバラチュンスク、トムスク、トボリスクの諸州に小分せらる。

- 一、總督は亞露大曠原總督兼西伯利亞コザツクの總兵長(アタマン)と稱す。
- 一、總督はセミバラチュンスク、セミリイチェンスク兩州軍務知事(軍務民政共に管掌す)に補佐せらる。
- 一、セミリイチェンスク軍務知事はセミバラチュンスク、哥薩克軍のアタマンとす。
- 一、以上二軍務知事の外に各州に軍隊司令部置かる。
- 一、各軍務知事は參謀部を有す。參謀部は參謀長(參謀將校將校三名より成る。軍管區司令部所在地なるアクモリンスク地方軍は直接參謀長に隸屬す。

イルクーツク軍管區

- 一、イルクーツク軍管區はイルクーツク、エニセー州、ヤイクーツク後貝加爾州を含む。
- 一、地方軍隊の司令權は軍管區參謀長に屬す。
- 一、總督を置く。

黒龍江軍管區

- 一、黒龍江軍管區は、沿海州諸州、黒龍州諸州、樺太を含む。
- 一、總督は軍管區コザック軍隊のアタマンとす。
- 一、各州は軍隊司令官たる各軍務知事より統治せらる。
- 一、黒龍江及ウスリー軍務知事は、コザックのアタマンとす。

▲黒龍江部軍務知事附 參謀部は副官一名其他より成る。

▲沿海州都督府 參謀部は將校六名其他より成る。

▲樺太司令部 司令官は地方軍隊の最高長官を以て之に充つ、參謀部は將校二名其他より成る。

亞細亞露西亞の主要塞は浦鹽(一等)ニコラエフスク(三等)とす。

軍團

一、軍團長は大將又は中將とす、軍管區司令官の直接命令の下に立つも皇帝より任命せらる。

一、軍團長は下の事項を司る。

(一)軍團長は編成及軍隊教育の統一を期する目的を以て其指揮下なる諸團隊長

及參謀部の作業を指揮す。

(二)糧食及兵器給與に關する不正及不注意事項は軍管區司令官に直接報告す。

(三)所定の兵數を維持し、缺員ありたる時は直に之を補足す。

(四)各州内に於ける軍隊の善良なる配置及募營を管掌す。

(五)軍隊衛生に關する一切の處置を司る。

(六)軍隊教育事務及進行を決定す。

(七)軍隊を毎年檢閲す。

一、軍團には參謀部、砲兵司令部、軍醫部を置く。

▲參謀部 參謀部長は曾て聯隊長たりし將校中より參謀總長と協議の上任選す。參謀部は軍隊を檢閲し、軍隊に關する一切の事務報告を軍團長に報告す。

▲砲兵司令部 砲兵司令部は軍團に屬する砲兵を檢閲す。其他下の事務を司る(一)軍團砲兵の一般的、専門的指揮、砲兵材料の監督、砲兵教育特別事務等に關する軍團長の諮問に上申す(二)師團長の立案したる年次計畫中の砲兵教練に關する部分に對する意見を上申す(三)専門的見地よりする砲兵の檢閲。

▲軍醫部

師團

一、師團長は軍團長に隸し、其他師團が獨立したる時は軍管區内に於ける當該地方の最高司令官に隸屬す。

以上は統帥部及司令機關平時業務の概要なり而して戰時に於て各軍管區司令部の編制に若干の變化を來すは當然なりとす茲に一の注意すべき事あり即ち露國邊疆の諸軍隊は著しく戰時に近き編制を取り就中極東軍の如きは殆んど戰時に等しき編制にありと察せらるゝもの頗る多き事之れなり就中之等軍管區の司令官は戰時直ちに軍司令官として出征するものにして従つて軍管區司令官に特殊の權能を附與せられ動員令一下せば一軍管區の諸隊は忽ちにして戰時の一軍を編制して戰時行動に移る事之れなり誰れか露軍の行動を緩慢なりと謂ひ、交通設備の未だ整はざる彼れが集中の上にも幾多の困難を有するは定評ありと雖も之れを補ふが爲めに手段を講じ接境強國の夫れと拮抗して毫も相讓らざる所一顧の價ありとす。

(二) 海軍

露西亞に於ける海軍力は日露戰爭前は實に雄大なるものなりき。然るに一朝我が日本と鬯端を開き開戰の當初より敗戦を重ね遂に殆ど全滅の災厄に遭遇せり。然れ共近時露西亞海軍の復興熱熾烈にして五箇年計畫の小造艦計畫に次で將に大海軍擴張計畫現はれんとしつゝあり。一方民間に於ける海軍増勢協會の功績も亦偉大にして、今や露西亞國民は外交の微弱なるは海軍の微弱に基因するものとなし、莫大なる經費を顧慮せず大海軍建設を唱道しつゝあり。茲に最も注目すべきは最近露西亞に於ける財政状態並に經濟状態の好望なる事是れなり、然れば政府は財政の許す限り海軍擴張費に當てんと企圖しつゝありて、議會も之を承認せんとする傾向を生じ來れり。是れ吾人の大に刮目を要する所なり、今露西亞海軍を詳述するに方りては少しく既往に遡り、日露戰爭前の露西亞海軍、日露戰爭後の露西亞海軍、海軍増勢協會の功績露西亞海軍復興計畫、現在の海軍力及び製艦狀況、海軍大擴張計畫、義勇艦隊の狀況に付細別説述するを便なりと信じ

以下之に順じて記述せん。

日露戦争前の露西亞海軍

日露戦争前に於ける露西亞の海軍は、當時英國を除けば實に世界に於て一二を争ふ勢力なりき。波羅的艦隊、東洋艦隊、黒海艦隊に配屬せる艦艇は驅逐艦以上の有力なるものゝみにて約百三十隻を算し、其合計排水量も亦約六十萬噸に達し頗る雄大なるものなりき。而して日露戦争の際開戦の當初より参加したる艦艇は波羅的艦隊の二、三流艦艇若干を除く外其全部並に東洋艦隊の全部にて(勿論黒海艦隊は参加せず)兩艦隊の隻數は合計九十三隻、其排水量は約四十一萬噸なり。

茲に便宜上日露戦争に於て露西亞海軍の連戦連敗したる結果を沈没艦數にて示せば左の如し。即ち以上の如く同戦争に参加したる艦艇九十三隻の内

沈没せる艦艇	隻數	排水量
捕獲されたる雜艇	五三隻	二四五、〇〇〇噸
武装解除艦艇	七	四五、〇〇〇
	一九	五七、〇〇〇

計

七九

三四七、〇〇〇

殘餘の艦艇は十餘隻、其排水量約六萬噸に過ぎざりき。而して此殘餘艦艇は即ち浦鹽艦隊として我が輸送船舶に對し暴威を逞し、遂に上村艦隊のため撃破され辛じて浦鹽に逃れし彼の裝甲巡洋艦「ロシヤ」及「グロモボイ」及び巡洋艦「ボガチル」の三隻、其他日本海々戦に於て浦鹽に逃れし巡洋艦「アルマーズ」及び驅逐艦二三隻等主なるものなり。又武装を解除せし艦艇は明治三十七年八月の黄海々戦に膠州灣に逃れし戰艦「ツエザレウイッチ」及び當時上海に逃れし巡洋艦「アスコリット」西貢に逃れし一等巡洋艦「ディアナ」、日本海々戦の際馬尼刺に逃れし巡洋艦「オレグ」『アウロラ』『ゼムチユーク』等にして是等武装を解除せし艦艇は平和克復と同時に大部分は歐羅巴に送還され或は其一部分は東洋に留れり。斯の如く露西亞海軍は殆ど全滅し其殘餘の艦艇も微々たるものなりき。

再び戦争前に遡り、觀察するに日露戦争の四五年前即ち千九百年獨逸は艦隊法なるものを發表し將來の製艦方策を決定したり、是れ有名なる事實にして、其後獨逸は此艦隊法に多少修正を加へたるも、今尙是に依りて著々製艦をなしつつあり。

然れば此製艦方策に對し隣邦露西亞たるもの默視するに忍びず、是が對抗策として其の翌年即ち一九〇一年二月十九日の勅令を以て、二十箇年繼續の大計畫を立て、之に依つて製艦の歩を進めたり。彼の日露戰爭の際萬里の波濤を蹴破り對馬沖に現れたるロヂエストヴェンスキー艦隊中の最も精銳なる「ボルヂノ」「アレキザンダ三世」「スワロフ」の三隻を始め有力なる軍艦二三隻も此二十箇年計畫の最初の部分に於て完成したるものなり。元來露西亞は當初獨逸に對抗すべく此二十箇年計畫を立てしに計らずも日露兩國の開戦を見るに及んで之を使用し、不幸にも日本海の大戦に於て我が艦隊のため潰滅せられしなり。

日露戰爭後の露西亞海軍

日露戰爭後に於ける露西亞海軍の實勢力如何と云ふに、并は武装を解除せる敗殘の艦艇と、黒海艦隊及び波羅的海に在りて戰爭に参加せざりし艦艇のみにて即ち左の如し

	波羅的海艦隊	黒海艦隊	東洋艦隊
戰艦	一隻	三隻	—
裝甲巡洋艦	二	—	—
二、三等巡洋艦	四	二	二
驅逐艦	—	六	—
水雷艇	一四	八	六
計	二二	一九	八
排水量	六八、〇〇〇噸	五〇、〇〇〇噸	九、〇〇〇噸

即ち左表の如く艦艇合計四十八隻其排水量十三萬餘噸にて、是が戦後露西亞に於ける海軍の實勢力なり。(尤も此他に波羅的海、黒海に於ても劣勢の老朽艦艇なきにあらざるも今は殆ど戦闘力なきものなれば之を略す)之を戦争前の勢力に比較せば殆ど四分の一に過ぎず實に微々しきものと言はざるべからず、前述の如く曾ては英國を除けば世界に於て一、二を争ふ勢力を保持せし露西亞海軍は忽ち英、米、獨、佛及び日本の下位に立たざるべからざるに至り、且つ當時海軍力の微々たりし伊太利、埃太利にすら及ばざるの有様とはなれり。

彼の二十箇年計畫も日露開戦後は一旦中絶したるも、其當時既に其計畫に依つ

て著手したるもの及び戰爭中にて臨時費或は軍事費を以て取り急ぎ計畫起工したれば是等は一九一二年度迄に完成を告げたり。此計畫に竣工したる數は大小合計四十五隻、其排水量十六萬三千噸に達せり。又戰爭中より戰後に互りて國民の義捐金に依り造船したるものは、總て驅逐艦にして合計二十三隻、其排水量一萬四千噸あり。之を合せて百六十八隻、排水量十七萬七千噸餘に上れり、是れ戰後に於ける精銳なる新勢力なりとす。是を各領海別にすれば左の如し。

	波羅的海	黑海	東洋及浦鹽
戰艦	三隻	二隻	一
裝甲巡洋艦	四	一	一
砲艦	五	一	一八
通報艦	二	一	一〇
水雷敷設艦	三	一	一
驅逐艦	五〇	一三	三
水雷艇	一一	三	五
潛水艇	一三	五	一三
練習艦	一		

運送船其他 三二
 合計 九五
 排水量 一二七、〇〇〇噸 三三、〇〇〇噸 一六、〇〇〇噸

此内東洋方面に於て建造せしもの數は極めて多數なるも其勢力は尠く砲艦十八隻、通報艦十隻も總て歐羅巴に於て製造し黒龍江の上流に於て組立てしものにて、是等は總て黒龍江上に遊弋し居る河川砲艦に過ぎず。又浦鹽に於て建設せしものも歐羅巴に於て製造せしものを浦鹽にて組立つものなり。而して茲に一言すべきは裏海に於ける露西亞海軍なり、日露戰爭前は波斯及び裏海東方の新附の民に對して多少武力を備ふる必要ありしかば、相應に軍備をなせしが漸次戰鬪力の減耗するに拘らず之に補充の途を講せず、今や極めて微々たるものにして砲艦二三隻遊弋し居るに過ぎず、又戰爭後裏海用として建造せしは單に砲艦二隻に過ぎざりき。之れ一は中央亞細亞内治の靜穩によるべしと雖も同地方鐵道隊其他の改變異同より察し歐洲外交の趨勢より察するに露國の英國と接近し一時中亞より南下の策を中止し専ら力を他方面に用ゐんとするの意志の發現とも見るを得べし。

以上は戦争前及び戦争中の計畫に依りて竣工したるものにて、前記の合計百六十八隻、排水量十七萬七千噸に、戦後の殘餘勢力を加ふれば、大小混合隻數二百十三隻、其排水量三十一萬二千餘噸となる譯にて、是れ即ち露西亞海軍の現在の勢力なり。之を又各所屬別にすれば左の如し

	波羅的艦隊	黑海艦隊	東洋艦隊	裏海艦隊
戰艦	四隻	五	一	一
裝甲巡洋艦	六	一	一	一
二、三等巡洋艦	四	二	一	一
砲艦	五	一	一八	二
通報艦	六	一	一〇	一
水雷敷設艦	三	一	一	一
驅逐艦	五〇	一三	三	一
水雷艇	二五	八	五	一
潜水艇	一三	五	一三	一
合計	一一六	三五	四九	二
排水量	一九八、〇〇〇噸	八六、〇〇〇噸	一六、〇〇〇噸	一

其他東洋艦隊として小巡洋艦一隻ある筈なり

斯の如く露西亞は戦争後あらゆる障害を排除して海軍力の回復に努力せし結果、今や三十一萬餘噸の勢力に達するを得たり。之を戦争前の勢力に比すれば殆ど過半数なるが、現今に於て建造中のドレットノート型の戰鬥艦及び巡洋戰艦十一隻ありて、之に其他の補助艦艇を加ふれば優に七十萬噸以上に達し、更に向ふ十數箇年に互る大擴張計畫にして愈々實現するに至らば百五十萬噸位の大勢力を得るに至るべしと思はる。這は後段に於て詳述すべし。

海軍増勢協會の功績

曩に國民の義捐に依りて露西亞海軍は二十三隻の驅逐艦を得たりと記述し置きたれば、茲に海軍増勢協會の事業並に結果に就き詳述すべし。海軍増勢協會は日露戦争中に露國の有志者が報國の事業として海軍のため盡力すべく、皇帝の勅裁を仰ぎ設置せられたるものなり。先づ先帝アレクサンダ三世陛下の從弟に當らせらる海軍中將アレクサンドル、ミハイウイチ太公を總裁に推戴し、國內の主なる都會に夫々支部を置き、種々なる手段を盡して義捐金を募集せり。本協會の

最初の目的は迅速に軍艦を建造し、當時日露開戦中なりしかば竣工後は直ちに東洋に派遣し以て戦争に参加せしめんと欲し、短日月にて建造し、費用も比較的に少くして遠洋の航海に堪へ又戦闘に臨みても相應の攻撃動作をなし得る大型驅逐艦を建造すべく夫々國內の私立造船所に注文せる結果、三十七年の終り頃には既に四五隻進水し、其翌年には九隻の進水を見たるも、海上戦争は日本海々戦を以て終末を告げたれば新造の驅逐艦も遂ひに東洋に派遣するに至らざりしが、兎に角協會としての當初の目的を遂行し得たれば、更に當初の意思を放棄せず進んで海軍再興方面に盡力する事となりしも、斯くては大なる軍艦を以て露西亞の海軍を補充せざるべからざれば、差當り波羅的其他領海沿岸防備の基礎を確立する必要上、短日月と小費額を以て建造し得べき驅逐艦及び潜水艇を建造すべく、引續き最初の方針を續行し是等の艦艇を建造せり。斯くて戦争後三年を経過し、一九〇九年の夏同事業の一段落を告げんとて決算報告を發表せり、之に據れば當初よりの釐金高は約二千萬留即ち我が國の二千七八十萬圓に上り、之に依つて建造せる艦艇は五百噸乃至六百噸の驅逐艦十八隻にして、速力は何れも二十五節を出で頗る

有力なるものにて、此他に四百噸の潜水艇四隻合計二十二隻を建造し、尙殘額三百萬留ありしを以て更に大型驅逐艦一隻を建造せり、此大型驅逐艦は排水量千三百二十五噸速力三十六節の計畫にして、一九一二年竣工し公試運轉をなしたるに三十七節の速力を出し世界に於ける最快速力驅逐艦なりと云ふ。而して尙百萬留の殘額を有し居れば是を如何に費消せんとして種々熟議の結果、露西亞政府の製艦策も稍其緒に著きたれば協會としては造艦計畫を中止し、最近列國に於て研究中の空中艦隊を設くる事に決定し、先づ百萬留を基本金とし再び勅裁を仰ぎ周く國內より義捐金を募集し飛行機飛行船を造り飛行機を研究することとなり、此事業も著々進歩し現に露西亞の南部クリミア半島の一角「セバストポリ」軍港の附近に廣大なる飛行學校を設立し、現役參謀大佐を以て其校長と爲し今日迄既に百人以上の飛行家を養成せり。又此飛行學校は陸海軍人に限らず周く一般希望者の入學を許可し、飛行機の如きも五六十臺を有し頗る盛なりと云ふ。本協會が海軍力の増加に盡瘁して以來、驅逐艦十九隻、潜水艇四隻を建造し、是が目下露西亞海軍の水雷戦隊中の最も精銳なる武力となり居れるを見ても如何に本協會が露西亞海

軍に貢献せしかを知るに足ると同時に今後に於ける航空界に對する協會の事業も亦略推察し得べからずや

露西亞海軍復興計畫

日露戦争後、露西亞海軍省に於ては、戦争前及び戦争中の舊計畫に依る製艦の略々完成すると同時に、海軍再興計畫の第一著手としてドレットノート型戦艦四隻の建造計畫を立てしも、戦後財政の窮乏と、一は日露戦争の成績甚だ面白からず、海軍は殆ど全滅と云ふ悲惨なる失敗に終りしは海軍の施設宜しからざるに基因するものなりとて、國民一般の攻撃點となり、從て戦後初めて召集せし議會に於ても論難攻撃猛烈にて、遂にドレットノート型戦艦四隻の建造計畫も不成立に終はれり。超えて一九〇八年の議會に於ても盛に論議されたる上復又下院に於いては大多數を以て否決せられたり。然るに上院に於ては當時海軍再興熱漸次高まり來りて此計畫を成立せしめんとし、茲に兩院協議會に附議することとなりしも、協議は不調に終りたりしが、結局豫算法の解釋に依り斯の如き場合には、前年度に於て製

艦費として議決したる同額以内の金額を支給する事となり、千九百〇七年度に於ける海軍省豫算中の製艦費と同額を得たれば初めてドレットノート型戦艦四隻を建造することとなり。此前年度の製艦費と云ふは日露戦争中の計畫に屬する製艦繼續費を指すものなり。一方下院に於ては之を承認せず、翌年に於ても依然として之を承認せざりしかばドレットノート型戦艦四隻の前途の運命も甚だ安心すると能はざりき。勿論下院に於ても戦後の露西亞海軍を等閑に附したるに非らず、大に擴張するの必要は認め居りしも日露戦争に於ける海軍省の失敗は一に部内の紊亂に因るものとなし、海軍省に對し頗る悪感情を抱懷し居りたる關係上飽く迄も製艦費に協賛を與へざりしなり。斯くて戦後の露西亞財政状態も漸次整頓し多少の餘裕も生じたる旁々、當時の外交の不振は海軍力の微弱に歸するものなれば海軍國防を忽諸にすべからずとの輿論盛となり、且つ海軍省に於ても輿論に刺戟され部内の各方面に互つて大々的改革を斷行したれば漸次同情は海軍に集り、一九一一年漸くドレットノート型戦艦四隻の建造案は法律となるに至れり。而して名目は異なれ、以前の製艦費を以て一九〇九年六月にドレットノ

ト型戰艦四隻の起工をなしたるも繼續費を得るに困難を感じ従て工事も遅々と
して進まざりしを以て未だに戦後の計畫としては一隻も完成を告げしものな
りき。

斯くの如く論難の的となり多少の消長ありしも結局露西亞海軍は再興の機運
に向ひ、一九一一年には曾にドレットノート型戰艦四隻の建造案成立に止まらず、
黒海海軍の擴張案としてドレットノート型戰艦三隻、驅逐艦九隻、潜水艇六隻合計
一億千二百萬留の擴張案の成立を見たり。此擴張案に依るドレットノート型三
隻驅逐艦、及び潜水艇とも等しく一九一一年中に起工せられ其工事は著々進歩中
なりと云ふ。而して戦後の露西亞海軍に取りて最も特筆大書すべき事柄は、即ち
五箇年計畫として當時専ら喧傳せられし、小造艦計畫が一九一一年の成立せる事
是なり。此計畫はドレットノート型巡洋戰艦四隻、快速小巡洋艦八隻、驅逐艦三十
六隻、潜水艇十二隻其他許多の補助艦艇を含み居るものにて、是等を五箇年間に建
造するものなり、此經費は約五億留を計上したり。固より議會に於いては幾分論
議されしも結局大多數を以て可決するに至れり。此計畫に依る艦艇は全部一九

一二年より十三年に掛けて起工せられ、目下建造中に屬するものなり。
黒海海軍のため建造中の潜水艇六隻及び特種潜水艇「クラブ」の要目を擧れば左
の如し(一九一三年海軍年鑑に據る)

所屬	名稱	排水量		水		上		中		水雷管發射	記事
		水上	水中	機	關	機	關	馬力	速度		
黒海	モールン	四六〇	六〇〇	ツインゼン	右	エレクトリック	右	八〇〇	一一・五	九	ブノ型
同	ネルバ	四六〇	六〇〇	同	右	同	右	八〇〇	一一・五	九	同
同	チユーレン	四六〇	六〇〇	同	右	同	右	一一・五	一一・五	九	同
同	カヒヤロツ	六〇〇	六〇〇	同	右	同	右	一一・五	一一・五	九	改良ボラ
同	キート	六〇〇	六〇〇	同	右	同	右	一一・五	一一・五	九	同
同	ナルヴァ	六〇〇	六〇〇	同	右	同	右	一一・五	一一・五	九	同
同	クラブ	五〇〇	七〇〇	カーチスタ ーピン	右	同	右	一一・五	一一・五	九	同

右の内「クラブ」は特種の潜水艇にして「ナレートフ」型と稱せられ水雷發射管二門の
外、水雷敷設置を有し敷設水雷六十個を搭載すべし、同號は一九一〇年ニコラエ
フ軍港に於て起工し同十二年進水せり。尙五箇年繼續小造艦計畫に屬する潜水

艇十二隻は一九一二年十月、其内八隻を在露都ノーベル・エンド・シスネル會社に二隻を同アドミラル・チースキー工廠に、二隻は同バルチースキー工廠に各々製造命令を發せり。

以上は今日迄に實現せられたる戦後露西亞海軍の新計畫なり。

現在の海軍力及製艦狀況

現在の露西亞海軍の勢力は前述の如く、戦後の敗殘軍艦、戦争前及び戦争中の計畫に依り完成せる軍艦及び義捐金に依りて建造せられたる三種の軍艦より成り大は戦闘艦より小は潜水艇に至る迄、戦闘力の十分ある艦艇を舉れば其隻數二百十餘隻合計排水量三十一萬噸なり。此内驅逐艦七十二隻潜水艇三十隻は最新の技術を施せるものにて、又全體の主腦となるべき戦艦九隻裝甲巡洋艦六隻の内には我が日本の安藝、薩摩に稍々匹敵すべきものあれば、排水量三十一萬噸と雖も其武力は實に侮るべからざるものあり。

茲に露西亞海軍の軍艦表を示せば左の如し(一九一三年ゴツベ露西亞年鑑に據る)

(一)バルチツク艦隊

名稱及階級	製造年數	噸數	馬力	速力	砲			小口徑砲	乗組人員
					十二吋	八吋	六吋		
セリストポリー	一二	二二、〇〇〇	一	二三	一三	一	一	三〇	一
ポルタツ	一二	二二、〇〇〇	一	二三	一三	一	一	三〇	一
ヘトロバウロス	一二	二二、〇〇〇	一	二三	一三	一	一	三〇	一
ガングート	製造中	二三、〇〇〇	一	二三	一三	一	一	三〇	一
パウール一世	〇七	一七、四〇〇	一	一八	一四	一	一	二六	九三三
アンドレ・スル	〇六	一七、四〇〇	一	一八	一四	一	一	二六	九三三
オザワンスキー	〇三	一三、五〇〇	一	一八	一四	一	一	二六	九三三
スライ	〇一	一三、五〇〇	一	一八	一四	一	一	二六	九三三
ツエサレーウキツチ	〇一	一三、〇〇〇	一	一八	一四	一	一	二六	九三三
アンカサンドル二世	〇五	九、二五〇	一	一五	一四	一	一	二四	七七四
リユーリク	〇六	一五、二〇〇	一	二一	一四	一	一	二四	七四八
アロモボーイ	九九	一三、二〇〇	一	二〇	一四	一	一	二九	八六八
ロシヤ	九六	一二、二〇〇	一	二〇	一四	一	一	二二	八三三
アドミラル・マカロ	〇七	七、七六〇	一	二一	一	一	一	三〇	五九三
バルラダ	〇六	七、七七五	一	二一	一	一	一	二八	五二八

巡洋艦		戦艦		巡洋艦	
艦名	噸	艦名	噸	艦名	噸
ウエウターフキイ	〇六	ウエウターフキイ	〇六	パヤ	〇七
イオアンズラト	〇六	ウエウターフキイ	〇六	ガトキリ	〇一
ウスト	〇六	ウエウターフキイ	〇六	アヨール	〇三
パンテレイモン	〇〇	ウエウターフキイ	〇六	アウロラ	〇〇
ロスチスラフ	九六	ウエウターフキイ	〇六	アルマツ	九三
トリ・スヤチーテ	九三	ウエウターフキイ	〇六		
ゲアルギー・ボベ	九二	ウエウターフキイ	〇六		
ノイセツ	九〇	ウエウターフキイ	〇六		
ドウエナドツアチ	八七	ウエウターフキイ	〇六		
アボストロフ	〇二	ウエウターフキイ	〇六		
カグー	〇三	ウエウターフキイ	〇六		
シノ	〇三	ウエウターフキイ	〇六		
アスコリド	〇三	ウエウターフキイ	〇六		
シエムチエーグ	〇三	ウエウターフキイ	〇六		

(二) 黒海艦隊

此他黒海艦隊ニ屬スル各級マリヤハ既ニ我千九百十三年ヲ以テ進水セリ

(三) 西伯利亞小艦隊

艦名	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
アスコリド	〇〇	五、九〇五	一九、〇〇〇	二二、四	一	一	一二	二四
シエムチエーグ	〇三	三、一三〇	一七、〇〇〇	二四、〇	一	一	一	一八

現在の海軍力は以上の如くなるも茲に最も注意せざるべからざるものは目下建造中の軍艦とす。是は頗る有力なるものにて一九〇八年の計畫に係るドレツトノート型戦艦(ボルタワ型)四隻、一九一一年黒海々軍擴張として起工せるドレツトノート型戦艦(マリヤ型)三隻、驅逐艦九隻、潜水艇六隻及び一九一二年著手せる五箇年計畫中のドレツトノート型巡洋戦艦(ボロヂノ型)四隻、快速巡洋艦六隻、驅逐艦三十六隻、潜水艇十二隻、此の潜水艇は各國共多く秘密に附せらるゝを例とし露西亞の此の計畫に於ても隻数は分明せざれども是が割當經費より積算すれば十二隻乃至十八隻なりと思惟さるゝも多分十二隻ならん依つて茲には十二隻として計算す)以上を通算すればドレツトノート型戦艦十一隻、快速巡洋艦八隻、驅逐艦四十五隻、潜水艇十八隻合計八十二隻、其合計排水量は四十萬九千四百五十噸なりとす、是れ目下建造中の戦後の計畫に屬するものなり。尙此他五ヶ年計畫の内に多

數の補助艦艇含れ居れるは注目に價するものとす、即ち其内容は石油船三隻掃海船十五隻、曳船四隻、潜水艇母艦三隻、碎氷船二隻、水雷敷設船五六隻、兵站船若干、運送船若干及び大浮船渠二個、其他雜役船若干等にして、斯くの如く多數の補助艦艇を建造するものにて、此經費四千六十餘萬留支出され居り。此内最も注意すべきは現在に於て大船渠を築造しつゝあるに拘らず、尙二個の大浮船渠を築造する事にして是等は他日何等かの準備ならんと思惟せざるべからず。

目下建造中に係る軍艦の要目如何と云ふにボルタワ型のドレットノート型戦艦四隻は、排水量二萬三千噸にして我が河内、攝津より三千噸多く、速力二十三節主砲は五十二口徑砲十二門なり。而してボルタワ型戦艦に此大砲十二門を装置する方法は大に從來の例に異變せるものあり、即ち軍艦の首尾線の上に砲塔四個を並べ各砲塔に三門宛装置するものにて、左右何れの舷に向つても十二門使用する事を得るものなりと云ふ、是は伊太利式を採用したるものにて砲塔一個に三門を据附けしは露西亞に於て先鞭を著けしものと云ふべし、然れば此ボルタワ型戦艦完成の上は露西亞海軍に一大勢力を加ふるものなり。又黒海々軍のドレットノ

ート型戦艦(マリヤ型)三隻の排水量はボルタワ型と比較せば僅に五百噸少きのみにて其他は總て同一なり。元來黒海々軍は波羅的海軍に比較して、軍艦の速力、吃水航績力貯炭量等は一律に減じ他面に於ては攻撃防禦力に重きを置きて建造し來れるに、今やマリヤ型は波羅的海軍のボルタワ型と同一要目に於て建造すると云ふことは大に注意すべき事柄にて、當然茲に於て將來黒海に浮ぶ海軍の勢力が波羅的海軍と行動を共にし得べきや否やと云ふ問題起るべし、然れ共茲には之に論及せず唯世人の注意を惹かんとするに外ならざるなり。

一九一二年建造に著手せるボルデー型巡洋戦艦は排水量三萬二千五百噸、速力二十八節、主砲十四吋砲十二門を備ふるものにて、我が日本の最初の巡洋戦艦金剛比叡に比較すれば威力の點に於いて非常の差異あるを認むるものなり。又同計畫に據る快速巡洋艦も排水量六千噸乃至八千噸なりと云ふ、同じく驅逐艦三十六隻は黒海に於て建造中の驅逐艦九隻と等しく何れも千噸乃至千二百噸、速力三十六節なりと言へば是等が如何に露西亞海軍に一大勢力を加ふるものなるや一目瞭然たり。而して此ドレットノート級ボルタワ型四隻は經費の都合上工事抄々

しからざりしため未だ其竣工を告げざるも近く完成を見るならんと。黒海艦隊の驅逐艦九隻、潜水艇六隻も同期日頃には完成すべければ露西亞海軍は今年初期には十萬餘噸の威力を増し、今後三年間には彼の五箇年計畫も全部完成するを以て、一九一六年には露西亞の海軍力は七十餘萬噸に達すべし。

海軍大擴張計畫

千九百十三年露西亞海軍省は海軍下士卒再役規則改正に伴ふ増費支出案を民議院に提出せり。該改正案の理由は千九百十二年より千九百十六年に互る製艦計畫の完了する迄即ち千九百十六年に至らば下士卒の定員は六萬一千人を要し、又此内四萬一千七百十六人は專修兵たらざるべからず、而して海軍省は其專修兵の内一萬五千九百十二人を再役者より補充すべき必要を認め、千九百十三年度の豫算に再役者五千五百人に對する經費を計上したるものにて、今後最近三年間は毎年三千乃至四千人の再役者を殘さんとする豫定を以て、再役者を前記の人數に滿すべく是が規則に改正を加へたるものなり。更に千九百十三年には海軍將校

増員の必要上一、在彼得堡海軍兵學校の教育制度を變更し三學年制のものとなし即ち從來の豫科三學年を廢し定員は依然六百人となし年々二百人の卒業生を出す事、二セバストポールに海軍兵學校を増設する事、三高等教育を受けたる志願兵を以て將校を補充する事等を採用せり。斯の如く海軍省は海軍將校下士卒の増員を計ると同時に五箇年計畫に次ぐに海軍大擴張計畫をなしつゝあり。

此海軍大擴張計畫は既に二三年前より新聞紙上に於て屢々報道せられたるものにて、今日迄之が公表を見ざるも此大擴張計畫の存在する事は最早確定せる事實となれり。即ち彼の五箇年繼續の製艦計畫に對しては殊更に小造艦計畫とさせるなど其奥には大擴張計畫の存在するを語るものなり。元來海軍省は海軍復興の一事業として、夙に海軍大擴張を企圖し未曾有の大造艦計畫の成案脱稿したるも、本案は國家的重要問題たれば簡單なる審査を以て最後の決定をなす能はざる事情あり、且つは閣議の支障に依り議會に提出せられざりしものにて、其後同大造艦計畫に對し艦隻排水量並に武装の點に於て必要の修正を施したれば今年秋季の議會には提出するに至るべしと云ふ。

今次の露西亞海軍大擴張計畫は未だ海軍當局者より何等公表せられざるも、察する所大擴張計畫は之を大別して三部となす事を得べし、即ち波羅的、黒海及び東洋(西伯利亞)に對する三大艦隊の新編成是なり、更に之を詳言せんに先づ波羅的全艦隊は就役豫備の兩艦隊より成立し、就役艦隊は更に分れて二個の小艦隊を屬し各一小艦隊は戰艦八隻、二中隊編成、巡洋戰艦四隻、二中隊、偵察艦八隻、二中隊、驅逐艦三十六隻、四中隊、潛水艇十二隻、一中隊を以て組織するが、故に就役艦隊全部にては戰艦十六隻、巡洋戰艦八隻、偵察艦十六隻、驅逐艦七十二隻、潛水艇二十四隻となる次第なり。更に豫備艦隊は一小艦隊より成り艦數及び艦型共に就役の小艦隊と異なる點なく、單に乘組人員に於て是が削減を行ふに過ぎず、依て以上之を通算する時は波羅的艦隊は就役豫備の兩艦隊を合算して戰艦二十四隻、巡洋戰艦十二隻、偵察艦二十四隻、驅逐艦百八隻、潛水艇三十六隻となり、外に必需の補助艦艇例へば給糧船、水雷母艦、給炭船、給水船、病院船、曳船等の如きもの若干隻を加算する譯なり。黒海艦隊の編成に關しては尙之を確言し難きも豫て企圖するが如くんば新造艦艇は悉く斬新なる建造法を採用し其實力に至つては常に黒海岸に沿へる土耳其勃

牙利及び羅馬尼亞全艦隊に一倍半に相當する優秀なる艦隊を設くる方針にして、又東洋艦隊は驅逐艦十八隻(二中隊編成)、潛水艇十二隻(二中隊編成)の外に特に海防艦三隻及び快速巡洋艦二隻を之に充つる豫定なるが如し。而して前述の各艦隊所屬艦艇を通じ其命數は戰艦及び巡洋戰艦に在りては二十二箇年(起工後以下同じ)偵察艦は十八箇年、驅逐艦は十七箇年、潛水艇は十四箇年と定め、何れも千九百三十年迄には建造竣成の見込なり。就中戰艦及び巡洋戰艦のみは一期に四隻、即ち一中隊宛之が起工式を舉行するに至るべく、依て是等大型戰艦の起工及び竣工年次を示せば左の如し。

起工年次	竣工年次	隻數	艦型
一九一三	一九一六	四	巡洋戰艦キンプアルン型
一九一五	一九一八	四	排水量三萬二千噸
一九一七	一九二〇	四	戰艦
一九一九	一九二二	四	巡洋戰艦
一九二一	一九二四	四	戰艦
一九二三	一九二六	四	戰艦
一九二五	一九二八	四	巡洋戰艦

是に由て之を觀れば千九百三十年に於て露西亞海軍が有すべき主力は同年次迄に竣成すべき戰艦二十隻巡洋艦十二隻以外に目下建造中のガングート型戰艦四隻を加ふる筈にて、是等の艦艇は總て之を露西亞内に於て建造することなし、彼の佛國の例に倣ひ露領内地に於ける外國造船會社に對し之が建造を一部擔當せしむべしと云ふ。尙偵察艦は排水量六千七百二十八噸、速力二十九節、五驅逐艦は排水量千二百六十噸、速力三十五節なりしと云ふ。前記戰艦、巡洋艦及び潛水艇等は英國海軍又は列強海軍にて今日採用せられ居る最新式を其儘應用する豫定にして、是は必竟艦艇起工期日迄に列國に抜んずべき特種の艦型を定め難ければなり。茲に新造戰艦及び巡洋艦の要目に就て細述すれば、之が主砲の口徑はガングート型及キンプール型以後に在りては十五吋迄に進み、排水量は四萬噸、速力は二十七節又は二十八節、巡洋戰艦は特に三十二節又は三十五節迄を出さしむべし。是等戰艦及び巡洋戰艦の建造費は平均五千五百萬留乃至六千萬留と見積られ、大擴張計畫に要する費額は合計二十億留に達すべしと言へば、現今の大型艦より一

層超過せる實力を備ふるに至るべし。

最近露西亞海軍省は獨佛に倣ひて艦隊法を制定すべしとの説あり。露西亞の財政状態も漸次良好となり、前途頗る良好なる傾ありて千九百十三年度の海軍豫算は、二億三千万留に達し是を千九百十二年度に比較すれば七千万留の増加となり、尙總豫算の三十二億留に比較せば僅に百分の七に過ぎざるなり。今試みに各國の豫算と海軍豫算とを比較せんに英國は百分の二三、米國は百分の一七、四五、佛國は一〇、九二、獨逸は一四、七一、伊太利は八、一四、埃太利は二、〇九、日本は一六、五四の比例なり、此内埃國は豫算の編成は他國と異なるものあれば一様に之を論ずべからず、露西亞は我が日本の半數に及ばず、假りに獨逸と同比例に迄海軍費を増加せんとすれば尙二億五千万留以上を計上せざるべからず。然れ共露西亞目下の財政状態としては直に之をなす能はざるも、必要とすれば軍事費を増額する餘力綽々たるものあり。従て今次の海軍大擴張計畫に要する費額は合計二十億留に達すべく、其一部は國債に依るべしと假想するも、年々億餘の剩餘金を有し、歳額は昇天の勢を以て年々二億の増加を爲しある狀況に想倒せば、大擴張計畫は意外に

容易なる進行を爲す事想像に難からざるべし。此他記憶すべき一事あり即ち波得大帝軍港の建設之れなり露國がバルチック海防備の計畫を變更するや芬蘭領「レーウエリ」に一大軍港を建設して之れを全波艦隊の根據地となさんとし千九百十二年夏其起工式を行ひ興奮的に勅語を賜ひたる事之れなり、今や之れが建造の最中にして將來西方に對する一大軍港として極東に於ける浦港と共に東西の二大重鎮として露國の作戰に貢獻すべきや必せり。

義勇艦隊の狀態

最後に露西亞義勇艦隊の狀況に就て詳述せん。抑々義勇艦隊は千八百七十八年の創立に係るものにて、其目的は國家有事の際に所持の汽船を以て軍用に供し、海軍の助勢を圖らんとするに在りしかば、全國より資金の寄附を受けたると少からず、其企畫は忽ちにして現實せられたり。既にして露土間戦争起るや義勇艦隊は巡洋艦型の汽船「ロシーヤ」「ベテルブルク」及び「モスクワ」の三隻を以て運兵船に充て引續き汽船「ニージドニー、ノーウゴロツ」を加へて都合四隻の汽船を戦役の

終了迄政府の使用に提供せり。而して戦後に於ては義勇艦隊は商業的經營の方針を進め、最初の企業は左迄大ならざりしも益々其發展に盡力し遂に此三十五年間には大汽船會社の一に數へらるゝに至れり。

現時義勇艦隊は航洋汽船三十二隻を有し、此載貨總噸數六百三十萬布度に達し汽船の半數は最近年間の建造に係るものにして、痾德沙より君士坦丁堡、ペイルト、ポトサイド、哥倫母、新嘉坡、香港、長崎を經由して浦鹽に至る東航線の外に、極東に於て浦鹽より痾哥斯克及び白令兩海の露領沿岸及び白令海峡に至り、並に浦鹽より日本及び支那の諸港即ち敦賀、長崎、上海に至る局地の定期航路を維持し以て露西亞内地及極東に於ける僻遠の領土間に密接の聯絡を繋ぎ、又西伯利亞大鐵道に對する接續を圖り、世界的任務をなしつゝあり。義勇艦隊の起らざる以前に於ける露西亞の航業は、歐露の河海に限定せられたる觀ありて、極東に對する露國の貿易は陸路に由り西伯利亞を通過せしとなれば、西伯利亞鐵道の開通前は頗る困難を極め、更に海路に由らんとせば勢ひ漢堡より倫敦に至る外國汽船の力を藉らざるべからざりしが故に、義勇艦隊が乗客荷物及び郵便を輸送するため痾德沙、浦

鹽間の航路を開きしは實に時宜に適したる計畫なり。又其經營の基礎を確固ならしめたるは烏蘇里地方に輸送する移民の搭載を引請けたるに因れり。極東に對する航路は最初汽船の發著甚だ少く千八百八十四年迄即ち創立後六年間に往復せしと僅に三十四回にして、一年平均六回の往復に止りしが、創立後十五箇年を過ぎたる千八百八十九年に至りては一年の往復二十四回に上り、千九百一年の如き二十五回に達したりしも、近年海上の輸送は西伯利亞鐵道の開通に伴ひ自然其影響を受けたれば、現時義勇艦隊は一年に十八回の義務發船をなし居れり。義勇艦隊が東航線を開きたる當時は主として官有物兵員移民及び流刑人の輸送に従事せしが、其後商品の輸送を兼ねるに至り専ら漢口より露西亞即ち獨逸に茶の直輸入をなせり、而して千八百八十年の如きは其輸送品の全部茶なりしが、千八百九十年に至りては八分に減じ、其後漸減して千九百十年には三分に減せり。兎に角輸出入品とも一年間に於ける義勇艦隊の搭載貨物は五十萬布度より千百萬布度に増加せり。

西伯利亞鐵道の開通せざる迄は義勇艦隊の東航線に由る船客は次第に増加し、

同線の隆盛を極めしは同鐵道の開通前十年間とす。義勇艦隊は西伯利亞鐵道の敷設に便利を與へし事甚大なり、即ち鐵道諸材料の運搬にして同鐵道落成するや義勇艦隊の貨物は著しく減却し、次で日露戰爭起りしたため其營業は二箇年間中止となり、千九百六年に至り再興せられたるも輸送貨物の數量は戰爭前の全盛時代に比し半減せり、同艦隊の輸送せし主なるものは鹽、小麥粉、建築材料、雜貨、軌鐵、砂糖、茶、金屬製器具、大麥、蔬菜、糠、燕麥、魚類等なり。日露戰爭後義勇艦隊が航路を再開せし時は乗客皆無なりしを以て、營業の活路を新方面に求めんとて千九百六年に移民の目的にてリバーフ、紐育間の西航線を開きしも僅に二年にして廢止し、千九百七年より極東に於て浦鹽より敦賀、長崎、上海に至る航路及び浦鹽より黑龍江のニコラエフスクに至る韃靼海峽及び浦鹽より獨逸斯克海、白令海の沿岸に至る特別航路を開きたるが是は成功し、千九百十一年及び千九百十二年中ニールビス、コルイムスク迄延長したる航路も幸に有望なりき。尙義勇艦隊は千九百七年より露西亞の臣民たる回々教徒がメツカに參詣に赴かんとする者に對し汽船を出す事に定めしが此乗客は年々増加しつゝあり。又露西亞商工務省は義勇艦隊會社にオ

デッサ浦鹽間の航路を委託し年内十八回以上の定期航路を經營せしめんとする建議案を民議院に提出せんとす。尤も該航路は千八百八十年以降同艦隊の繼續維持し來れるものにして、最近十年間は國庫補助費として年六十萬留を支給せしものなるが、新案は契約期限を千九百十四年より同二十三年迄と定め毎年十七萬八千三百八十三留を補助し別に新汽船四隻購入費として無利息償還の條件の下に三百九十二萬留を貸與する計畫なり。既に同艦隊が極東航路の上に齎したる效果は千九百二年より同十二年に至る間の貨物運輸率の消長に依り明なり、即ち千九百二年極東各地に輸送せし貨物は三百萬布度にて千九百十二年には七百五十萬布度に上り正に四百萬布度の激増を示せり。又從來義勇艦隊は波羅的海諸港及び極東航路を缺けるが爲め、其方面の乗客及び貨物は悉く外國汽船に奪るゝを常とせるが故に今回の法案中には此航路開設の希望も述べられれば何れ本問題も亦懸案として當局に於て審査に附せらるゝなるべし。以上の如く創立後三十五年間義勇艦隊の露國に貢獻せし所實に偉大なりと謂ふべし。

因みに千九百十二年露西亞義勇艦隊は海軍省所管なりしが、之を商工務省の所

管に移し純然たる商船として事業を繼續することゝなれり。義勇艦隊規則の主なるもの左の如し。

- 第一條 義勇艦隊は有志の義捐財産に據り成立する事業にして露西亞の商業及船舶事業の開發に資するの目的を以て旅客及貨物を輸送せんが爲め其任務として海路汽船の交通を維持す
- 第二條 義勇艦隊は商工務大臣の管轄することとす
- 第三條 義勇艦隊の營業に商業的原則により施行せらるゝものとす同艦隊に關する要求に對して艦隊は其總ての財産即ち動産並に不動産を以て其責に任ず
- 第四條 政府が義勇艦隊に負はしむる義務に應じ一定期限及金額より成る保護金を立法手續に依りて國庫資金より同艦隊に補給せらるゝことを得
- 第七條 義勇艦隊の總ての船舶及陸上の財産は一般的若くは局部的動員の場合並に其他非常の場合に於て商工務大臣の命令に據りて陸軍省若くは海軍省の一時的管掌の下に移り又は其所有に歸すべきものとす
- 但し船舶及陸上財産授受に關する條件は海陸軍大臣並に大藏大臣、會計検査院長との協議に依り商工務大臣之を定む又軍用船舶徵發規則發布後義勇艦隊の財産其人員は同規則に基き陸海軍省の使用せらるゝものとす
- 第八條 義勇艦隊の従事する各航路に於て公務を以て船舶に依り旅行する官吏軍人移民及政府の命令にて輸送せらるゝ乗客並に公用貨物及郵便物は義勇艦隊本部に

當該官廳との特別協的に依りて定められ且商工務大臣の認可を得たる條件に基き輸送せらるゝものとす

第九條 同一條件提供の場合義勇艦隊は下士卒及各官衙の公用貨物輸送上他の汽船業者に對し優先權を有す

第三 政治一斑

政界趨勢

現代歐羅巴列國中、露西亞の如くに政治上の大變遷を爲したる者なし。或は百姓一揆、或は暗殺、或は騷亂、或は彈壓の間に立ちて舊套を墨守する政治家と新時代の中心人物、即ち大臣、次官、若くは一個人、或は十月黨、或は立憲民主黨、或は社會黨、若くは反動黨入れ亂れて、奮闘努力し、其努力、其事業、其闘争は、七年の間に舊露西亞の面目を一新し、而して露帝國をして遂に政治的及社會的進歩に趨向せしむるに至れり。此七年間に著手せられたる社會改善事業を一瞥せよ、人民には安堵、教育、自由を與へられ、百姓は國民の列に引上げられたるに非ずや。七年間にして、此頃まで最も專制的なりし露西亞に、獨逸の憲政を移植し、之をして正規的に運用せしめ得るに至れり。七年間にして、泰西文明の基礎たる個人の所有權なるものを解せざりし一億の百姓の個人的地位は頓に變せられたり。陸軍、海軍、財政、教育は根本

より革められたり。

凡そ國家の隆昌は廟堂政治家の獨りの能く成就し得べき所に非ず、個々の國民にして、大國民たるの素質なくんば、談何ぞ容易ならんや。故に國民の地位、境遇を改善し、之を以て強壯なる國民たらしむるは、愛國政治家の第一に著眼し、著手せざるべからざる緊急の政務たらずんば非ず。一九〇五、六、七、八、九年の露西亞は極東に於いては戰爭に敗れたり、國內に於て不平の徒黨が、政府の困憊に乗じて、革命の旗を翻へし、到る處流血の慘を見るあり、此秋に方り國政變理の大任に當る者は、遠視高視、一層の努力を爲し、一倍の敏腕を揮はざるべからず。國亂れて賢臣を思ふと謂ふ。戰後の露西亞の爲め賢臣たる者は、夫れストルイビン乎。ストルイビンの事業は戰後の露西亞を語るに於て必要なり、只茲には單に代議院の地位竝に國中の三大政黨の大綱に就き説明し、次でストルイビン其人の政策に就き一言する所あらんとす、

保守派

吾人は先づ保守派の政見より説き起さんとす。彼等の主張に曰くオートクラシーが何故露西亞の國情に適したる唯一の政府組織なるかを説明せんが爲めに我等は所謂不朽の諸原則、或は神權の諸理由を擔ぎ出さるべし、我等は我等のトラヂション竝に我歴史を以て論據と爲さんのみ。新式の保守黨たる我等は、現代思想の方式を自ら用ゐんとす。露西亞は二萬二千五百平方基米突及人口約一億六千萬を有す。莫斯科より浦鹽斯德まで鐵路急行するも尙ほ約二週間を有し、聖彼得堡よりオデッサまで約三日間を要す。我國の氣候は諸處大に異なり、グリーランドの嚴寒ありと思へば、又公果の酷熱もあり、更に人種に至りては、アングロサクソンの面影ある者あれば、又支那人の面影ある者もあり。我等が野蠻蒙昧の域より出でたりしは、僅かに今より二世紀前の事なるのみ。斯くの如く廣大なる國土、斯くの如く多民族より成り、人口百人に就き八十五人の百姓あり、而も多數は無學文盲なる人民に英國風、或は獨逸風の憲政を布き來るべくも非ず、敢て之を強行せんか、是れ露西亞をして解體、無政府状態の悲境に沈淪せしむる者なるのみ。オートクラシーの敵手は、我等が國民の多數をして、依然無知愚昧の儘ならしめ

んとするを難す。然らば問ふ、露西亞に初めて諸高等學校を建設したりし者は、ピートル大帝に非ずして誰ぞ。此等の諸學校をして益々發達せしめ、愈々繁昌せしめたりしはカタリナ二世に非ずして誰ぞ。一八七〇年より一八九七年に互り帝國に於ける文盲者の比例を百分の九十一より七十五に下らしめたるは誰ぞ。アレクサンドル二世、アレクサンドル三世、ニコラス二世ならざる乎。而も我等は今後も亦從來の如く人民を教育することに努めんとす。我國の經濟的發展は、オートクラシーが露西亞に對して幸福を與へんが爲めに、絶えず努力したりしことを證す。露西亞の鐵道網は一八九八年に於て四萬一千基米突なりしもの、今や六萬基米突を越えたり。歳入豫算は一九〇五年に於て二十億二千四百萬留に止まりしもの、戰後大増税を行はずして尙ほ且つ一九〇九年には二十四億七千七百萬留に上りたり。我對外商業は一八九七年に於て十二億八千六百萬留なりしもの、一九〇七年に於て十八億九千五百萬留に上れり。

我が敵黨がアレクサンドル二世及ニコラス二世の治世を以て反動なりとする所は、アレクサンドル二世が憲法に署名し終り、之が將に印刷に附せられんとする

日する時、暗殺せらるゝに至りたる虚無黨の運動を直接原因とするものに非ざる乎。一九〇五年十月、同盟罷業に訴へてツアルをして遂に一勅書憲法發を出すの已むなきに至らしめたる後に、革命的社會黨及び民主黨はカデットとの默契に依りて、騒亂、叛亂百姓一揆を煽動して已まず、遂に露西亞をして其瓦解に瀕せしめ、オートクラシーをして軍隊に依りて不逞の徒を彈壓するの餘儀なきに至らしめたるには非ずや。然れども彼等は僧侶、貴族並に農民の間に多數を占むる者に非ず。一九〇七年の其筋の人口調査に據れば、貴族は全人口の一・四七、僧侶は〇・三三、パーセント、農民は八四・一六、パーセントを占め、總計八六・一六、パーセントとなるも、彼等は此等社會には極めて少數の徒黨を有するに過ぎず。然らば彼等は少くも露西亞の第三級民、中流社會、商人等全國民の一三、パーセントを占むる者の間に絶對勢力を占むる乎、否此等の者と雖も全部若くは多數彼等に黨する者に非ず、而も一步を譲りて此等が悉く彼等の徒黨なりとするも、多くも全人口の十五、パーセントを擁するに過ぎざるに非ずや。

我等はオートクラシーが、露西亞國の地理上の廣大並に異種族混成に顧み、帝國

の經濟的發展を期し、其教育を進歩せしめ、且つ自由を與ふる唯一の途なることを示したり。今茲に我等の政綱を一言せん、即ち秩序の裡の經濟的進歩、諸自由——雜然、且つ空想に出づる一自由にはあらずして、露西亞の必要に應ずる細別の自由——即ち是れなり。我等は代議院の制に賛成する者に非ず、故に我等は其議決する諸法律に賛同することなし、然れども我等は代議院及其諸法律を諾せん、蓋し元首が其欲する限り、此等を維持せられんとするは元首の意旨なればなり。我等は露西亞の地理上、人種上、社會上の狀態に顧み、西歐の憲政若くは風習を借り來るは必要ならざるのみか、又慎重なりと謂ふべからざるなり。吾人はオートクラシ——自らに於ても、亦諸必要並にスラヴの諸トラディションに基きたる憲法の萌芽を發見し、並に之を發達せしむるを得べしと信ず。露西亞人は其國土の本來の所有者にして、未だ嘗て全く他の種族に臣従したることもなく、又西歐の現代國家の解釋に當りて必要なる封建制度なるものを知ることもなく、殆んど其國語と其本來のトラディションを保有せる者、主として權力者と國民との間の不信に基ける歐洲風の憲法を欲せざるなり。我等は我等の國家が自ら其自力の働きに依りて一露西亞憲法

を作るに至らんことを希望す、此憲法はツアルと人民との間の信用を以て基礎としたるものならざるべからず。然らば此に至る方法は如何。教育並に經濟的發展、全政務の恆久的改善に依りて、我等が露西亞人民をして自ら良心を有するに至らしむる時、其必要に促されて人民自ら之を考究するに至らんのみ。而も現在に於ては彼等は無智なり、此無智に乗じて、其天性に反し、其歴史に反し、其トラディションに反する政治的制度に依りて之を彷徨せしむる勿れ。

立憲民主黨

然らば保守派のオツボジション黨たる立憲民主黨の所見は如何。一九〇九年の形勢に就き同黨の首領ミリュコフ及ロヂヂェフが佛國の一名士に談れる所を綜合せん。曰く「第一代議院の解散に依り、略々合法的なる方法を以て我等を動かさんと試みたる後、而して不行爲並に政府の干渉に依り汚されたる選舉に依り、左黨が更に強大となりたる（第一代議院五百名の中約二百八十名、第二代議院四百五十名の中約三百二十名）を見たる後、政府は一九〇七年六月のクラーデーターに依り一舉

にして我れ等を覆へしたり。ストルイビン内閣が立案し、ツァルが裁可公布したる選挙法は、事實上大地主三萬名に議會の多數黨を選出するの權利を與へたり。而も中僅かに一萬九千名のみ投票し而して全露西亞の選挙委員の半数以上、五千六百名に對して二千六百十六名を選出したり。其結果彼等は代議院議員四百四十二名の中三百名を出し得たるにも關せず、カデットは僅かに六十議席を得たるに止まりたり。

政府は少くも我等の存在を容認するを得たるなるべし。而も然らず。政府我等に復讐を加へたり。數字こそ茲に最も雄辯に之を説明せん、約三年來、我等に自由を齎らざるべからざりし十月の勅書以來、帝國內の政治犯處刑は二萬以上に達すれば一年平均七千に上る、以前は一年僅かに一千を算したるのみ、而して死刑に至りては三千の多きに上る、一八七五年より一九〇〇年に至る二十五個年間は死刑總數百三十四に止まりしに非らずや。一九〇八年十一月十四日より十二月十四日に至る間に於てすら刑罰二百十名死刑八十二名を算せり、同年一月以降十一月迄既に刑罰一千六百九十一名、死刑六百六十三名ありたるなり。總べて此等

の刑罰は、其幾部分は二三年前犯されたる、政治犯に基くもの。反動黨は冷酷なる復讐を敢てするなり。

戒嚴令又は特別警戒令(戒嚴令に比して若干緩なるも)は露西亞の十分の九に互りて布かれたり、オートクラシーは北氷洋の沿海迄に特別制度を布かんとしたり。官僚政治家、諸大臣、諸總督、小官の意志は我等が今後覺悟すべき唯一の法律なり。今や諸監獄は充滿せり、代議院に達したる諸報告に據れば、此等諸監獄には平常此處に收容し得べき囚人數の十倍果ては二十倍を打ち込みたり。此等の活地獄(シュリッセルブルグ(首都の附近)エカテリノスラヴ其他)には、囚徒一九〇五年には八萬五千五百五十四名、一九〇六年には十一萬四千四百三名、一九〇七年には十三萬八千五百名、一九〇八年四月には十六萬九千五百七十九名、現在は二十萬に及ぶ。斯くて思想を拘束し、言論を抑壓したる官憲は新聞紙を嚴酷に壓迫するに至れり。二年間に日刊又は定期刊行物九百五十種を取り除きたり。更に赤手空擧の我等に對し、市井無頼の徒より組織せられたる「黒手組」(ゴルノグロウ)は、兇手を逞くし、一九七二年に於ける佛蘭西の九月黨の反動を再演したり。キシネフ、バクター、モヒレフ、ヅトミル、ニーヅニ、セ

ドレツ、オルシヤ其他に於ける暗殺を回想せよ。

到る處無政府状態存す。其特權殊に其土地を防衛する貴族社會に取り卷かれたるツアルは、常に欺かれつゝあり。ツアルは「露西亞民族聯合會」の堅きこと鐵の如くなるかに信じ、國民の最大多數が諸改革を望まず、オートクラシーを防護する爲めには、死且つ辭せざらんとするかの如く思ひ込めり。第二代議院解散に當り、露西亞民族聯合會はツアルに祝電を寄せたるに、彼は之に復すらく「朕は、凡そ國家を受する眞の露西亞人が最も親密に相結合し且つ其數を増し、以て神聖なる露西亞の平和的改革の事業に朕を援助せんことを信じて疑はず」。此親電の意義を有する點は意味其のものに非ずして、ツアルがヅウプロヴィン博士一派の同聯合會を重視せるに在り。ツアル既に欺かる、正規的の法官は其の職務を中止し、行政官は逡巡決する所なし。是に於て、到る處秩序は紊る。或は監督若くは行動の方法としてヅウマ在りと言はん。已ぬる哉、代議院は威嚇せられて、慄ひ上れり。多數はストルイビンの御機嫌を損せざらんことをこれ努むるのみ、オポジションは國會解體を慮れ極右黨に至りては官僚派の極端なるを如何せん。例之、町村學校問題に當りて百姓

黨七十名は政府法案に反對なることを言明せり。投票に當りて五名のみ投票し他の六十五名は棄權したり、蓋し彼等は第一代議院に於ける政府反對の百姓黨の二の舞を再演せざらんとしたり。更に農地問題討議に見よ、百姓黨は之に反對なることを語り、而も終には政府案に向て賛成票を投じたるには非ずや。加之、戒嚴令に關する現行の特別法に代ゆるべき諸法律の審査に當り、代議院の委員會は政府自身以上に壓制的なる規定を爲さんとし、十月黨のテニシエトフの如きは、眞の監視法を提議したりしには非ずや。質問乎、是れ制裁方法たることなし、蓋し政府は一箇月以内に之に答辯するを得るを以てなり。其の質問は多數の十月黨並に右黨議員に依り組織せらるゝ一委員に依り許可せられざる可らず、而も一たび許可せらるゝも、其緊急なることを票決せられざる限り、十月黨議長は其勝手に之を日程に上するなり。豫算案乎。「手を觸る可らざる」或は「恆久的」の經費—大藏大臣の辭を借りて言へば「装甲せられ」若しくは「保護せられ」たる—は、一九〇九年に於て約十億留に上れり。而も吾人が「非装甲」の經費を「撃沈」する時、政府は或は「一時的法規」或は憲法第八十九條に依り之を浮揚せしむ、例之一九〇八年海軍豫算の如き即ち

是なり。

噫、今や何等爲すべきなし。我等は武装を解除せしめられたり。我等のゼネレーションは此最近数年間の闘争に當りて、其の知識と道徳との標準を示したり。此ゼネレーションが権利をして凱旋せしめ能はざりしとするも、是れ此ゼネレーションが此に達すべく自らに於ての活力を有せざりし爲めなるや論を俟たず。新ゼネレーションに期待せざるべからざる乎。貴族の輩と十月黨の煽動政治家とが擔ぎ出せし專制的ツールの下なる似非憲政は、自らに於て其近き死の種子を蒔きつゝあり。然り、若し露西亞にして西歐諸國の憲政に類似せる憲政を自らに布かんとせば、其本質たる自由觀念と共に、此觀念の理論的諸結果、殊に自由の必要條件たる諸權力分立、並諸權力分立の唯一の保障たる議院制度を容れざる可らず。然るに「オートクラシー」と諸權力分立とは水火相容れず、蓋しオートクラシーは諸權力を其一手に握らざれば已まざる者なればなり。故に斯くの如く相容るべからざる兩原則を併せ懷き、又自らに於て分裂し、無氣力に陥れる現制度は、人にして露西亞をして解體に立ち至らしむるを欲せざる限りは、之を放棄して或は寧ろ絶對無限の

オートクラシーに立ち還るか、或は自由を容るゝかの二途の一に出でざるべからず。吾人は信ず、自由なるものは、凡そ人の第一の必要物なれば、常に且つ到る處終局の勝利を得居る如くに、露西亞に於ても亦然るべきことを。其勝利は、恐らく農地問題より起り來る國內の危機、或は可能明白なる國外の危機に依り早めらるべきなり。最後の格闘の時來らば、我等は再び幹部を形成し、代議院の演壇、或は新聞紙に據りて、我等の思想を民衆の間に普及せしむるを得ん。我等は諸學校並に諸大學に於て新ゼネレーションを形成すべし、我等は之に我等のプログラムを解せしむべし、曰く議院政治。

十月黨

最近七年間に於て中央黨たりし十月黨の政綱は如何。十月黨の態度は近來變じ來れるが、吾人は先づ十月黨の素質よりストルイビン内閣時代に於ける同黨の政綱に就き、首領グチコフの言へる所を以て、之れを説明すべし。曰く我等はカデット同様、餘りにオートクラシク、餘りに專擅的なる政治制度が戦争前より挑發

したりし天下の不滿より生れたる者なり。此時代に於て、彼等カデットと共にオツボジシヨンの大意中に混じたる我等は共に自由派の組織あり且つ良心ある一團體を作るに努めたり。天下到る處のゼムスツォ(地方議會)に於て、我等は右黨に對抗して結合する一グループを組織し、我等は同一の敵即ち專斷派、同一の目的即ち自由に向て提携して進みたり。然るに戰爭は我等をして分裂せしめたり。各ゼムスツォの自由派代議員が集合したる各種の會合に於て、一派——人之に爾來カデットの名を與へたり——は、目的を貫徹する爲に極端なる諸手段に訴へんと欲したり。政府の外難に乘じ、暴力に依りて、政府をして能ふだけ最大限度の諸讓歩を爲さしめんとし、同派は社會的又は國民的不平を懷抱せるあらゆる社會即ち或は社會黨並に革命黨の社會に、或は同派が土地を以て好餌と爲せる百姓社會に、或は同派が聯邦又は自治の語を以て誘へる諸國民(例之芬蘭波蘭)の社會に、其同志を求めたり。我等は若干の改革を得る爲めに、或る點迄外難を利用すべきにせよ、極端なる諸黨派と結び以て露西亞に怖るべき革命を突發せしむる如きは斷じて慎まざるべからずと思惟したり。意見の相違は日を経るに従ひ大となり行けり。カデットが革命黨

と同盟せることを殆んど公然告白し、土地沒收、波蘭自治に贊成なることを聲明するや、我等は即ち袂を放ちて分離したり。政府の優柔不斷に乘じ、階級間、諸民族間諸宗教間あらゆる不和の種子を蒔き、以てカデットが第一次及第二次代議院に於て、暴威を逞くしたりしこと、爲めに一九〇七年六月のクーデターに依り、従前兩院をして明かに革命的、絶對に無氣力ならしめたりし選舉法が變更せられたること、第三次代議院が如何にして生まれたりしかは、人の知る所なり。我等は約百五十の議席をば擁して代議院に臨みたり。ポブリンスキ―伯指導の下なる右黨中の温和派並に左黨中の若干温和派は我等に投じ來れり。右黨は約八十五議席を擁して初めは總べての憲政的觀念に反對し居たるも、次第に我等のプログラムを解し、並に其部分を諾するに至れり。右黨は今や我等に最も誠實なる同盟者なり。代議院の絶對主人公たることなく、我等は同院に於て多數票を擁す。我等は議會の中流社會、地方貴族、上流農民、僧侶並にゼムスツォに據りて、地方自治に参加し、經驗に依りて、民治的又は社會的進歩が如何ばかり困難にして徐々なるか、人口の八十五パーセントが殆ど百姓なる一國露國に於て、如何に慎重に行動せざるべからざるか

を知る階級の殆んど全部を代表する者なり。我等に唯だ單に新露西亞派として新露西亞に漸々に安堵、自由、幸福を齎すべき諸新法律を作らんとす。今茲に我等は我等のプログラムを談らん。

我黨名其のものが示す如く、我等は一九〇五年十月の勅書に依り同意せられたる諸改革即ち諸自由、發案權を有する議會——代議院、參議院——に満足する者なり。而も我等が漸々に獨逸式に則りて一種の憲政を布かんとするも、又我等は兩院が立法し竝に監督せざるべからずと信するにせよ、我等は露西亞に内閣責任制を布くことに反對する者なり。輿論も政治家も未だ充分に形成せられず、然るに此に責任内閣制を布き來らば、議會の多數黨は、極端なるオートクラシーよりも遙かに怖るべき虐政の機關たるに至るべし、蓋し同黨は其法律上の權力を以て、無經驗なる多數黨の政府が恐らく犯すべきあらゆる過失、あらゆる罪惡を掩蔽すべければなり。今日の所我等は實際的政治を爲さんとす。急進黨諸改革の若干原則を提げて幕進する如きことなく、又國家の諸トラディションを一舉に覆すことなく、暴力を用ゆることなく、我等は以て露西亞の社會的生活の中に必要なる變更を齎さんこと

に努むべし。吾人が短時の間に、政府と協力して實現せしめんとする諸改革は實に左の如きものなり。

(一)農地問題 今日迄農地の唯一所有者たりしミール(村組合)より、所有權を奪ひ、之を農民の間に分配せんとするものなり。即農民に土地を所有するの權利を與へ、奴隸の最後の面影を消滅せしめ、農民の人格を涵養形成し、以て漸々に地方自治に参加すべき農村第三階級民を作らんとするに在り。我等は西伯利亞移民に關する諸農地法、人口過剰に失し、耕地不足せる農村の農民の爲めに、農業教育、農業資金、共濟組合等に關する諸法律十年の間に我が一億の農民をして全く獨立せしめ、且つ大に我國土の生産をも増加すべきことを一舉に票決せんとす。

(二)地方自治 之に關する諸法律はゼムストウオの行政權を擴大しゼムストウオの制未だ存せざる露西亞の諸地方殊に波蘭、南方及西伯利亞の諸縣、高架索に之を布かんことを目的とするもの、一言を以て之を掩へば行政的、地方分權是なり。

(三)教育 之に關する諸法律は政府並諸ゼムストウオをして、必要を感ずる處に

皆學校を開かしめんとするもの。我等は同時に毎年教育に充當せらるゝ經費を増加せんとす。

(四)司法 根本的に草定せられ而して代議院の協贊を経たる一法律は、司法事務を全然改善すべし、他の一法律はゼムストウオと行政官吏間の爭議並に官吏の罪惡又は過失を裁斷すべき參議院の當該委員會を改革する所なからざるべからず。

(五)社會改革 變災及疾病の際に於ける義務的扶助法。

(六)財政 總べての諸改革の爲めに多くの資金を要す、我等は既に重き負擔を荷へる人民に更に新負擔を議し、以て新財源を作ること欲せず、我等は目下、約二千五百萬留の歳入を生すべき所得税、相續税増率、贈與税新課に就き調査しつゝあり。

(七)特別法 我等は明文を設けて戒嚴令、特別警戒制の布かれたる場合に於ける行政權を制限せんとす。我等が票決すべき諸法律は個人の自由を保障すべく、一種の *Indens corpus* を形成すべきなり。

(八)新聞紙 をば行政官の後見より脱せしめ、不正行爲ありたる時には普通裁判所に於て之を裁斷す。

(九)宗教 十二個の法律は以て充分なる信仰の自由を保障すべし。

是より進みて露西亞の現状に關するグチコフの意見を一言せん。我等は思ひ懸なき恐怖すべき危機を横ざりたり。今や國內に於て秩序は殆んど恢復したり。戰爭は露西亞に約二十五億留を支拂はしめたり、革命の代價亦之と等しく莫大なるものあり、總計約五十億留に上りたる故に露西亞は瓦壞せずやとの杞憂を懷く者も生じたるならん。然るに新税なくして、露西亞の經常歳入は非常の率を以て各年増加しつゝあり、是れ我國の活力を證するものには非ずや。首相(イボット)に至りては、人の言ふ如く、其志を實現するに當りて決して無氣力なる者に非ず。反動派と革命派との兩敵を引受けて、首相は困難なる地位に立ちたり。首相は假令餘りに溫和にして、餘りに妥協的とするも、彼は其欲する所は明かに知れり、秩序の裡に於ける自由是なり。彼は此點に於ては皇帝と全然同一意見なり。一たび國家にして全く平素の状態に復せんか、我等は皇帝を以て立憲君主の最上なる者とす

るを得べきなり。所謂一九〇七年のクーデターなるものは必要已むを得ざりしなり。人民が堪へ難き一暴君に對して叛亂するの權利を有すとせば、一元首は其國家を瓦解より救ふ爲めに、クーデターを爲すの義務を有するには非ずや。或は言ふ、代議院は恐縮せりと。是れ過れり。多數黨は無益なる紛争を避け、専ら勤勉せんと欲するのみ。質問に關しては我等は之を抑止せんとする者に非ざるも其の討議が動もすれば二日三日に互り、左黨徒らに饒舌を弄するを以て、之を制限するの餘儀なきなり。豫算に至りては、我等は現在歳出十六億六千七百萬留を監督す、七億七千四百萬留が『手を觸るべからざるもの』乃至は『装甲せられ居るもの』とするも、我等は皇帝竝に參議院と一致して其装甲を撤せしむるを得べきに非ずや。國家は今や怖るべき危機より出でて活力を示すに至れり。戦争、革命騒ぎ、五十億留喪失等の大災禍に遭遇しながらも、其國富は年々増大し、其貿易月々發展す。若干年内に諸改革一たび成り、諸瘡痍一たび癒ゆるに至らば、我等の自由にして繁榮せる本國は、其地理上、經濟上竝に軍事上の國力を提げて、能く文明諸國の第一位するに至るを得んなり。

十月黨の左化

以上諸政黨の中、最近に至り變化を示したりしは十月黨なり。思ふにストルイビンが首相たる間、殆んど意の儘に議會を操縦し得たりしは、中央黨たる十月黨の援助を得たりしが爲めなり。然るに彼が議會に於ける自己の地歩の鞏固なるを覺ゆるや、突如として十月黨を見離し、直參黨たる國民黨の威力を以て之に壓迫を加ふるの態度に出で、爲めに一時時めきし同黨領袖グチコーフの如き、代議院議長の椅子を去らざるべからざるに至れり。爾來十月黨の勢力稍々衰退の色ありしも、第四代議院に至るや、政府黨は仍ほ多數を占むる能はず、爲めに中央黨たる十月黨の嚮背は、議會の大勢を左右するに足るものあり。是に於て一九一三年九月十九日即ちストルイビン兇手に斃れてより滿二個年の後、キーエフ市に其銅像の除幕式行はるゝや、國民黨の策士等は、嘗て共にバトロンと仰ぎたる故ストルイビン銅像の前に於て、十月黨との舊交を温めんと企てたり。

然るに式の當日、意外にも豫期されし十月黨代表者の式辭も演説も無く、多辯な

る同黨領袖グチコフ氏花環を捧げたる儘黙然として語らず、爾來キエフ滞在中の國民黨策士、色々と勸誘を試みれども、何等の手答へ無かりき、兎角する中に圖らずも、同じくキエフ市に於て突然「市及地方自治大會」なるもの開會され、同會に於て十月黨は何日しかカデット黨及び進歩黨の有力者と接近し、十日間、共に自治の發展に就いて熟議を重ねたる上、十月三日の最終會議にはグチコフ氏自ら演壇に立ち、得意の廣長舌を振つて國政の紊亂、立法機關の萎微、政府の自治制に對する反抗的態度に對し、熱烈なる痛罵を加へ、臨席警官が再三警告を與へたるにも係らず「吾人にして吾人の所期を茲に明確に表明せずんば、吾人は吾人の責任を盡すこと能はざるべし」とて遂に左記の決議案を朗讀せり。

(一)自治制の改善は今日の急務なり(此の時警官は閉會を命せり、然かも氏は屈せず、朗讀を打ち續けたり)

(二)然かも是れが實行に當り吾人は幾多の障礙を有す、即ち立法力の萎縮、官廳の廢頽、政府施政の專制皆吾人の事業を妨害せざるはなし。

(三)左あれ吾人にして若し此の急務を延引し、十月十七日詔勅の主義を没却せん

か、國家は非常なる騷擾と破滅的結果とに逢著せざるべからず。會衆は沸くが如く熱狂し、滿堂破るゝが如き拍手喝采を以て之れを歓迎したり。然れども議長は警官の壓迫に堪へ切れず、遂に右決議案の採決をなさずして閉會を宣したり。

斯くてキエフの民黨大會はその大詰に於て決議案の採決をなし得ざりしと雖も、然かも尙ほ國民の政府施政に對する不平の熱は確かに遺憾無く發揮されたるは勿論、殊に注意すべきは此大會に於て最も主要なる役目を演せし者、即ち一九一三年秋季莫斯科選舉場に於て十月黨の領袖グチコフ氏にして無殘なる敗北をとりしにして以て十月黨が翻然再び左化したるものなること是れ也。加ふるに今帝ニコラス二世は豪雄不羈の父帝歴山三世に似ず、中央派グループの領袖パウルクルペンスキーは一九一三年十二月末、人に談りて曰く「政府は其多數の中心を右黨に移さんとしたり、而して成功せざりき。危機、之より發す、即ち第四代議院は、政府が餘りに右黨に於て求めたる多數をば政府に與ふるを得ず、而も中央黨は勢力減縮せられ、結合弛緩せしめられたり、政府の態度其のものも亦中央黨の

諸分子を左黨に移らしめたり。此傾向は益々其氣勢を昂め來らんとす、若し其止まる所を知らざる如くば、第三代議院に於ける舊中央黨の多數なるものは、オツボジションに移るに至らんのみ。最近に於ける十月黨の分裂は、此豫想が今日より眞面目に取扱はれ居らざるべからざることを證す、而して此分裂は、政府が餘りに右黨に偏せる集中を行はんとせる努力の結果と、『十月黨議員團』に屬する若干數の代議士が執りたる餘りに左黨的なる態度とに依り生じ來れるものなり。予の意見を以てすれば、現在に於て政府黨たり得る者は、二大中央黨にして、予は右に國民黨左に十月黨と言はんとす。而して予の率ゆるグループの旗幟は場合々々に依りて此兩黨中の一と結び、或は十月黨の自由的热情を緩和し、時には國民黨の不正當なる反抗を挫きて、以て此兩黨をして融和せしむるに在りたり、然るに不幸にして今日此事遂に失敗に歸せんとす、蓋し假令我等左黨のオツボジションに對し、政府に多數を制せしむることを得るにしても、予は言明するに憚からず、我等は若干の問題に於てのみ然るを得るのみ、國民黨殊に極右黨と永久的に聯合することは絶對に不可能なることを。故に右黨本位の政府、内閣多數黨を形成せんとする如きは

斷じて其見込なし。予は之を繰返して言ふ、現在の危機の唯一の解決策は、政府が此空想を斷念し、中央多數黨を再立するに在りと。此多數黨は政府と十月黨との互譲に依りて、再立せらるべく、又せられざるべからず。現在の危機の遷延並に中央黨が漸次にオツボジションに變じ行くは、此事に就き惡結果を齎すの外なかるべし。

ストルピン

グチコフが稱せる如く、革命後の急進派の奮闘と守舊派の反動的活躍との間に挟まりながら能く國內の秩序を恢復し、立憲的諸改革を施すに怠らざりしはストルピンなり。ストルピンが急進黨に對して用ゐたる鎮壓策は多少の非難なきに非ず。彼は之に就き辯明を試みて曰く、『一九〇五年十月の勅書に依りて約せられたる諸改革をば悉く實現し、露西亞をして平常に復せしめんには先づ秩序、絶對的秩序を恢復せざるべからず。政府は革命にして全く死せざる限りは、斷じて其特別の諸權力より離るゝを得ず。政府は瀕死の革命をば剿討する爲めに政府

にどりて仍ほ必要なる武器を手離すことを得べきか。斯くの如きは不逞の徒をして更に跋扈するの餘地を與ふるものに非ずして何ぞ。予は知る、革命派が予等に向て殘酷を以て責め、彈壓に餘りに執拗なることを以て歐洲輿論の前に予等を訴ふることを。彼等は數字を指摘す、予等亦之を指摘せん哉。一九〇六年に於て帝國內に於て犯されたる兇行並無政府黨的襲撃の數は四千七百四十二件に上り、爲めに官吏七百三十八名並に個人六百四十名死し、官吏九百四十八名、個人七百七十七名は負傷したり。一九〇七年には右の數一萬二千二百二件に上り、爲めに官吏一千二百三十一名死し、千二百八十四名傷き、個人一千七百六十八名死し、一千七百三十四名負傷し、公私金二百七十七萬千留を盜まれたり。一九〇八年には九千四百二十四件、官吏三百六十五名殺され、平均一日に一人、五百七十一名負傷し、個人一千三百四十九名殺され、千三百八十四名負傷し、二百二十萬留盜まれたり。是に於て三年間に合計兇行二萬六千二百六十八件殺されたる官吏及個人六千九十一名、負傷者六千名以上、盜まれたる公私金約五百萬留に上るに非ずや。此數字に對し急進黨が予等に對して問責する自稱政治犯處刑二萬件は何かある。彼等が予等

に問責する死刑宣告三千件、死刑二千件何かある。一九〇八年に於て官吏三百七十五名、個人千三百四十九名、無政府黨的の兇漢の爲めに殺害せられたるに、我等が犯罪者六百九十七名のみを死刑に處するに止まりしは、寧ろ寛大に失せずや。諸監獄に囚徒充滿し、警察並に官吏が、常に此等を狙ふ襲撃の爲めに自暴となり、時に殘酷に之に復讐する如きは、抑々官憲側の過失なる乎。

仍ほ動搖し、彼の如く自ら分裂し、彼の如く廣大にして、又彼の如く雜種の種族より成る一國國に、西歐の諸民主國に於て通用せらるゝが如き政治上の自由即ち議院制度、普通選舉、責任内閣、集合結社の自由を直ちに輸入し、地主に對する所有權沒收に依りて農地問題を解決し、種々様々にして、中には文明の程度甚だ高からざる諸民族芬蘭人、波蘭人の如きが、各々絶對的自治權を擁する一聯邦體を作らんとすを予等に要求する者あり。國家を背負ひて立てる予等政府は、豈に斯くの如き警告に耳を假すを得んや。然り、我等の箴言は斯くの如し、又斯くの如くならざるべからず、曰く一にも秩序、二にも秩序、三にも秩序。然れども予等は革命運動が予等に許す範圍内に於て、嘗に露西亞をして正常の状態に歸せしむる爲めのみならず、更に十月の

勅書に依りて約せられたる諸改革を實現せんが爲めに、凡そ能ふ限りのとは爲し盡さざれば已まじ。一地方の形勢にして改善せられなば、政府は即ち同地の戒嚴令を解くべく、又兇行の減少著しき地方に於ける諸官吏の行爲を監督すべきなり。行政的流刑も、一九〇八年に於ては一萬に上りしも、今や著しく減少しつゝあり。革命を剿討するに當りて予等は全力を用ふるも、同時に、予等は皇帝の裁可と相俟つて、十月の勅書に記載せられたる諸約束を實現するに努めつゝあり。我等は代議院及參議院に皇帝が原則上同意せられたる諸改革をして露西亞法典中に加はらしむべき諸法案即ち良心の自由、個人不可侵、住居不可侵、書信不可侵に關する法案を提出したり。他に良心の自由、新聞紙の自由に關する一時的諸法律の仍ほ存在するあり。此等は目下其草案調査中にして近く兩院に提出せらるべき諸確定法に依りて代はらるべし。

更に其他予等のプログラムを掲げんか、露西亞をして漸々に平常の状態に復歸せしむると是なり、是決して容易なる事業には非ず、是れ北より南に互り、露西亞が約二年間無政府状態に在りしこと、エカテリノスラヴ共和國並にオデッサ自由市さ

へ出現せしこと、莫斯科及聖彼得堡に於て騷擾、波蘭、芬蘭、高架索に於て國民的動搖生じたることに想到せば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。第二に急ぐことなく——急ぐことは、今日の場合危険謂ふべからず——十月の勅書の諸約束を實現すること。第三に、芬蘭及波蘭に關する所謂國民的諸問題をば、暴力に訴ふることなく且つ穩かに、露西亞意味に於て解決すること。第四に、議會をして農地法を票決せしむること。第五に、能ふ限り到る處に小學校及實業學校を設くること。第六に、予等は殊に國家の經濟的發展に意を用ひ、鐵道の普及、市會及ゼムストウオをして衛生道路等の設備、電車及地方鐵道の敷設を行ふを得せしむべき金融機關の設定に依りて、其好都合を圖ること。而して凡そ是等の事たる我等にして鞏固なる財政を有せざるに於ては不可能なるべし、幸にして予の閣僚並に友として、我財政を整理し、其基礎をして鞏固ならしめんとするあり。一言以て之を掩へば、反動も不可、革命も亦不可、我等は唯だ秩序の裡に於ける政治上及經濟上の進歩を期せんとするなり。陛下は全く予の所見に同意し給ひ、之を實現する爲めにあらゆる援助とあらゆる獎勵とを予に與へられたり。」

芬 蘭

一九〇五年の露西亞の革命は舊物打破を以て旗幟としたり、オートクラシー號すべし、ミリタリズム覆すべし、ナシヨナリズム排すべしとの聲喧しかりき。斯くて露西亞に西歐風の憲法政治を布きたるや善し、而も露西亞の國民主義の一たび輕視せられ「露西亞人の露西亞帝國」の大原則の等閑に附せらるゝや、帝國內の異民族之に乗じて、昂然頭を擡げ來り、益々露西亞人を蔑視し、國中、國を立て或は帝國より離れ去らんとするの風潮を生ずるに至れり。露西亞民族たる者、自らが單に露西亞を組織する諸分子の一たるに過ぎず、國內の霸權が他民族に歸するといふ如き事を容認するを得んや。是に於て露西亞人の國民主義は、雖て覺醒し、發達するに至れり。此形勢に當りて、政府の任も決して容易ならざるなり、即ち露西亞民族の霸權を防護し、發達せしむると同時に、諸異民族の法律上の諸權利並に當然の諸利益なるものは、之を尊重せざるを得ざるなり。

此種の問題の主要部分を占むるは即ち芬蘭なり。ポブリコフ將軍暗殺以來露

西亞政府が芬蘭に於て行ひたる寛大及び讓歩の政策は、偶々スエドマン黨の分離即ち芬蘭運動を助長したり。或る案を以て露西亞政府と妥協せんとせし比較的温健なる分子、殊に老芬人黨の如きは、雖て之に對して喊聲を揚げたり。芬蘭人は第一に獨立芬蘭の説を主張したり、曰く芬蘭は今後一個獨立の國家たらざるべからずと。此説を遂行する爲めに、スエドマン人の左黨は、地方の露西亞人革命黨と通じ而して此意味を以て民衆の間に運動せり。老芬人黨は各種仲裁案を提起し且つ總じて露西亞政府の創始し、實際的常識に基ける新政策を利用するを可とするを説くに努めたり。此温和なる勸告も革命派の狂呼に壓倒せられて俗耳に入らず。一九〇五年十月二十五日の勅書出づるや、芬蘭獨立派は私かに微笑を禁じ得ざりき。此勅書は芬蘭人が數年前に於て希望するを得たるべき所に二倍せり。勅書は實に人民代表機關には廣大なる諸權利、芬蘭には露西亞政府が執りたる諸處置の合法的なるや否や並に政治上の自由の冒されざるや否やを監督するの權利を與へ且つ中央、行政の地方分派の組織に對するフィンランド芬蘭議會の干涉を容認したり。然るに芬蘭人は此勅書に對し如何なる事を以て答へたるや、騷擾或は運動

相次で企てられ、芬蘭は殆んど革命の状態に化せり。スエデマンは聲言して曰く『四民平等の普通選挙に依り選出せらるべき新ダイエットは芬蘭政府の新體制の問題を解決し、竝に露西亞との一統章程の編纂を成らしむるを得べし、芬蘭と帝國との一切の關係を一舉に決定し、竝に保障し、帝國の一般的立法露即ち效力全に關する一切の案を排除するは極めて必要ならずば非ず』と。老芬人より組織せらるる上院も此説に賛同したり。スエデマン派たる上院は、動搖の場合温和なる態度を保持したりし、芬蘭人官吏を漸次罷免し、其後任に、ポブリコフ時代に於て罷免せられ、若くは辭職したりし『反對派』を任命したり。總特赦は宣せられたり、露西亞人の官吏雇人にして凡て總督官房の官吏ならざる限りは、悉く罷免せられたり、此官房に於てもスエデマンの權勢大に振ふに至れり。加之急速なる解決が帝國の爲め必要なりし一切の問題を延期するに努めたり。是れ一の端緒に過ぎざりき。諸事件は愈々以て意義大ならんとす。即ち一院制に據れる新ダイエットは露西亞國家に對して眞個の挑戰政策を事とし、公々然革命的言辭を弄して憚らざるに至れり。同時に地方の諸政治結社は、大活動を開始せり、如何なる活動ぞや、其機關新聞紙の口

吻を學べば、東方の野蠻人(露國を言ふなり)より『芬蘭に再來の途を奪ひ、竝に自由なる芬蘭の時に關係なき諸權利を一舉に確立するに努むる爲めなりき。此等の地方の諸政治結社と露西亞革命黨との間に、隱密の間に一同盟成立したり、芬蘭人は諸新聞紙上公言して曰く『當今の問題は最早芬蘭が現芬蘭其儘に存在せざるべからざる歟に非ず、現露西亞其儘の存在を寛恕することを繼續せざるべからざる歟に在り』と。要するに露西亞政府が、或る程度に於て、帝國の一般的諸利益の保護をば輕々に芬蘭政界の常識に放任し去りたるよりして、竟に露西亞の安寧に直接に害あり、且つ明かなる性質を帶ぶる一革命を惹起せしむるに至りたること明かと爲れり。是に於て問題解決法は唯だ二途あるのみ、即ち芬蘭を失ふか、然らざれば芬蘭に或程度の自治を確保する代はりに之をして露西亞帝國の諸權利を尊重せしむるか是なり。露西亞政府は後策を執れり。相次げる諸事件は此出發點よりせるものなり。

然らば此芬蘭問題に對する露西亞人社會の態度如何。必ずしも之を雲煙過眼視し居たるに非ず。獨り革命派は芬蘭に同情を表せるも、露西亞民族の大多數に

至りては、芬蘭の主張に對して早速斷乎たる手段に出づべきを説き、中には芬蘭に特許したりし自治諸權を之より奪ふべしなど、絶叫する者さへありたり。當時ウイボルグ縣をば芬蘭より取り離し、而して其他の諸地方には戒嚴令を布かざるべからずとは通説なりき。然るに政府は他の途に出でたり。政府は焦點と覺しき一點に其全注意を集中したり、即ち帝國一般的立法制を立て以て一主權國に變せんとする芬蘭の傾向に致命の大打撃を與ふるに決したり。即ち此立法は芬蘭に於ける露西亞帝國のあらゆる權利並にあらゆる利益を充分に防護すべきものとす。即ち露西亞帝國の見地よりすれば、芬蘭は特殊の一國家には非ず、若干の自治諸權利を享有すと雖も、露西亞帝國の一州たるに相違なきなり。故に露政府が凡そ『ディエット』に與ふるを得べかりしとは、露西亞の立法院に提出せられたる帝國諸法案に就き芬蘭の意見を徵する爲め之を『ディエット』に交議し、而して代議院に於ける此等諸案の討議に當りて『ディエット』の代表議員の一定數をば、列席せしむるに在りたり。芬蘭政治家は固より前記帝國一般的立法に關する法案に對し猛烈なる反對を試み、露西亞の極左黨亦之に和したるも、案は遂に代議院、參議院に依り可決

せられたり。芬蘭人は歐洲の輿論に救を求めたり。其特使が倫敦及巴里に於て運動を試みたる結果、西歐一般に芬蘭の爲めに喋々辯ずる所ありたるも、露西亞は毫も之に耳を借さず。

芬蘭人は新法を以て不法なりと宣したり。其主張に曰く、帝國一般的立法に關する法律は『ディエット』を度外して可決せられたるものなるを以て、芬蘭は之に對して何等の義務ある者には非らずと。而して露西亞政府は益々意地になりて、該帝國法に依り、代議院に一個の法案を提出したり。第一は芬蘭が兵役の義務を免かるゝ代はりに芬蘭は當該軍事費を負擔すべしとの案なり。第二は芬蘭在住の露西亞人の諸權利が芬蘭人のそれと平等なるべしとの案なり。『ディエット』は例に依りて此等の法案に對して敢て其意見を告白せず、又代議院に於ける其討議に参加するの代議員を派遣せんともせざりき。殊に第二案の如き芬蘭人の舉りて反對する所にして、官公吏亦頑然此法律を認めず。ニュンタッド市長の如きは芬蘭人同等の權利を同市在住露國人に附することを拒みたる廉を以て聖彼得堡裁判所の公判に附せられたる事件に對し、芬蘭の多くの新聞が之を以て芬蘭官公吏の模範な

りと稱賛措かざるあり。此他テリオーク州民會議長の如き露西亞人の權利否認事件に依りて五回までも露國法廷の被告と爲りて、而も其主張を改めざるあり。而も露西亞政府は矢繼早に又も「國事犯竝に政治運動に源因する犯罪に關する帝國の法律を芬蘭公國にまで其效力を及ぼすべき法律案」を代議院に提出し、芬蘭の排露氣勢を一層昂めたり。露西亞政府は之を顧みず、皇帝は「憲法」第九十六條に依り、水先案内に關する芬蘭人の業務をば軍事上竝に行政上海軍省の監督に屬せしむるの海軍省令を裁可したり。之が爲め芬蘭の水先案内者は同盟罷業を爲すに至りたり。

芬蘭の有力なる政治家たるメシエリン及ブレデは露西亞と芬蘭との關係を一定する立法章程案を露國皇帝に提出するの案を「ディエット」に出したり一九一三年二月。其趣旨に曰く、一八〇九年の諸章程に就き爲さるゝ總べての解釋は誤りあり若くは不充分なるを免れず、一九〇六年の「憲法」の第二章も亦何等明確なる説明を興ふるなしと。而してメシエリン案の大綱に據れば(一)芬蘭太公國は同一君主の權力の下竝に萬國公法(Bolkræftslig)の關係の下に於て露西亞帝國と結合し、露西亞の一部を

形成す(二)芬蘭の主權は、國の憲法を成し、而して芬蘭人民代表機關の同意なくしては變更せらるゝことを得ざる太公國憲法に依りて、芬蘭の太公としての露西亞皇帝に屬す、而して王位繼承、皇太子の丁年、攝政に關する帝國の憲法は芬蘭に及ぶ。露西亞と芬蘭との諸權力間の一切の關係は事務大臣の仲介を經。露西亞諸大臣は調査事項を除くの外、直接總督と知照せず。即ちメシエリン案は現制と正反對の制度を執らんとするに在り、即ち大臣會議即ち露國政府の監督に代ゆるに事務大臣の監督を以てせしむるものなり。更に國際政治上の關係に於て、露西亞は唯一且確定的に行動するを得るも、諸外國との經濟上の諸條約締結に對しては豫め芬蘭政府の意見を徵すべきものとす、且つ芬蘭政府の代議員は鐵道及汽船の聯絡に關する國際會議に列席するを得べし。露西亞と芬蘭との商業上の關係、芬蘭諸港に於ける露西亞諸船舶竝びに露西亞諸港に於ける芬蘭諸船舶の賃金、芬蘭に於ける露西亞人竝露西亞に於ける芬蘭人に關する司法事務文學及び藝術上の所有權、商標特許保護等は、大臣會議及芬蘭上院に依り起草せられ、當該責任の露國大臣竝に芬蘭太公國事務大臣に依り皇帝に提出せられ、而して代議院竝に「ディエット」に依り可決

せらるゝ露芬政府の諸處置及同文の法律に依りて決定せらるゝものとす。意見衝突の際は參議院、代議院『ディエット』の議員より成る一委員會に依り解決せらる。若し解決著かざるに於ては、問題は其儘沙汰止みとなるべし。一芬蘭法律にして一般的利益の性質を有するものは、事務大臣を議長とし大臣會議の代表者二名と芬蘭元老院の經濟部の代表者二名より成る一委員會に依り確定せらるべし。若し一帝國法律にして芬蘭又は芬蘭政府の活動範圍に關するきとは、大臣會議は事務大臣の仲介を経て、元老院芬蘭の協贊を求めざるべからず。芬蘭軍隊は再び設けられざるべからず。それまで、芬蘭國庫は露西亞國庫に對し國防の爲め毎年報償金を支拂ふべきものとす。芬蘭に駐屯する露西亞軍隊は凡そ其内部組織及び軍法會議に關せざる限り、芬蘭諸法律に服従すべし。諸兵營、防備、練兵場の位置に關しては、陸軍大臣は芬蘭政府の協贊を仰ぐべし。水先案内及燈臺の業務は軍事上の關係に依りて海軍省に屬せしめらる。芬蘭に於ける露西亞人の諸權利は芬蘭の立法に依り決定せらる。

以上の案は芬蘭の『ディエット』に於て可決せられ、中若干は既に實行に著手したる

も、是れ芬蘭側の主張を一定したるに止まり、露西亞側に於ては一九一〇年六月の帝國一般立法令を固持して動かざれば兩者間の關係は依然不定なるを免れざるなり。

スエデマン諸新聞紙は、一般に曰く「芬民族は露西亞に對する總ての攻撃に當り最も樞要なる地位に在る者なるを以て、露國政府たる者、之をして今一層憤らしむる如きことは避けざるべからず。即ち露國政府は妥協に向て一步を踏み出さざるべからず、其時初めて『ディエット』は談判に應ずるに至るべし。『ディエット』は地方議會たることを望まず、又一他國の國會に其の代議員を派遣するを欲せず。芬蘭は一國家なり、故に其の國家防護を極めて必要なりとす、之が爲めに其の獨特の軍隊を有せざるべからず」と。是れ芬蘭獨立論に非ずして何ぞや。中には進みて芬蘭人を以て『東方スラヴに對するゲルマニスムの北方の前衛』なりと誇負する者さへあり。要するに芬蘭人は文明の點に於て露西亞人の上に在るを以て、之を輕蔑して已まず、露西亞人は亦其武力を信じて之を彈壓せん」とす。露西亞にして若し東亞に全力を濫ぎ、復た西歐を顧るの暇なからんか、芬蘭は終に露國の爲めに喪失せ

らるゝに至るべきのみ。

執拗にし頑固なる芬人亦何ぞ黙々として露人の爲すまゝに過すべき、近者得る所の外電によれば彼れは國內に於ける各種團隊を利用し或は之を組織して盛んに排露熱を昂め一方英米諸都市の同國人と氣脈を通じて機會到來を待ちつゝあり、政治運動の機關として知られたるもの曰く農業組合曰く體操團曰く競技團曰く何と蓋し枚舉に遑あらず就中其消防義務隊の如き最も過激なるものにして將來其組織を軍隊式となさんとし會合に際しては盛んに瑞典の英王チャールス十二世の露國擊破の凱歌を合唱して後議事に移るが如き以て今日彼等の露國に對する氣勢の一斑を窺ふに足らん。

斯くて兩者の反撥は結局雨か風か蓋し強者の弱者を併呑するの原理は遠慮なく此處にも應用され了らんか。

波 蘭

波蘭問題亦露西亞を煩はすこと尋常に非ざるなり。敗戦と之に次げる内亂と

は、波蘭人をして此際多少にても完全なる自治を布かんとの運動を起さしめたり。今露西亞側の言分に依り之を記せんに、波蘭の諸政治家は或は其自ら横奪したる諸權利に依り、或は中央政府が危急を告げし諸問題をば讓歩に依りて解決するを得べしと信せし時、中央政府自ら許したる特權を利用して、其志望貫徹に向て幕進するに至れり。當時波蘭諸縣に於て相次で起りし主なる事柄を記さんか、波蘭人は短銃を手にして露西亞諸學校に侵入したり、生徒を放逐し、或は教師に暴行を加へたり、或は露西亞諸學校に通ひ或は街路上露語を用ゆる兒童を迫害し、或は侮辱を加へたり、波蘭政治家は其集合に於て、露語が一切學校の課程の中より除くことを決議したり。露語に代ゆるに波蘭語を露西亞人の教師に代ゆるに波蘭人の教師を以てするも、仍ほ足れりとせず、波蘭學校が波蘭愛國主義の發達を主要目的とし、且つ之が爲めに、學校の課程が一切露西亞政府の監督より免かるゝこと極めて必要なり。果ては玄關番室の同居人氏名が露語を以て記されたる標札を打ち割り、郵便配達夫を襲ひ、宛名露語を以て記されたる郵便及電報を引き裂きたる者さへあり。學校自治と同時に、行政上及裁判上の自治を要求せり、當時波蘭諸新聞

紙は公然説きて曰く「露西亞人は彼等が最早永へに此國の政を司らざるべきこと並に波蘭王國に於ける行政及司法上の諸官職が今後波蘭人に保留せられざるべからざること観念するを要す」と。當時波蘭に於て最も有力なりし政黨「民主黨」は宣言して曰く「我等は自治權を獲得するに決したり、而も如何なる自治ぞ。何處迄我等は之を爲さんとする乎。今日迄、我黨は我諸縣會に於て、立法的、行政的、財政的自治に就き云々し而して未だ波蘭軍隊問題を口にせざりしと雖も、是れ我等が之に想到することを欲せざりし爲めに非ず、唯だ我等が早計に露西亞民族の不満を招かざらん爲めなりしのみ、我等の精神の根柢に於て常に政府の一切の機關（國軍をも之に含みて）完全有效なる獨立の觀念、重きを爲し居るなり。今や、諸君、我等が大膽に、怖るゝ所なく、意氣軒昂、波蘭民族に向てのみならず、其根柢迄動搖し、其最後の武器たる陸軍が叛亂し、壊敗して用を爲さざるに至れる全露西亞に向て、波蘭王國に於ける露西亞人執政の敵たる我等が、一波蘭陸軍を有すること必要なりと斷言せざるべからざる時は來れり」と。以上の事例は波蘭に於ける排露熱の如何に熾烈なるかを示すに足るべし。

此形勢に對し、露西亞政府は如何なる途に出でたるか。波蘭に於て紊れたる秩序の恢復に努むるに至りし頃は、時機既に遅れ居たるも、兎に角露政府は最も強硬なる態度に出でたり。當初、此制壓手段は時局をして更に重大ならしめ、抗爭をして益々激烈ならしめたり。一時は波蘭に於ける排露運動が如何に發展し居りて、或は波蘭の叛亂少くも大規模の騷擾に化しはせずやと憂へられたる程なりき。然るに稍々ありて騒ぎは次第に治まり來れり。第一に波蘭人自身の間に、不和を生じたり。元來其温和派は恐怖の念に驅られて、過激派の後に従ひしも、聽て温和派が勢ひを得るに至るや、其意見有力を加へ來れるあり。次に非常の勢ひを以て起り來れる露西亞の國家的運動は、芬蘭に強烈なる反響を及ぼしたり。是に於て政府が斷乎として波蘭の革命的運動に對し鎮壓を加ふるの意志を明かにするや、平定は單に時間の問題たるに至れり。

革命時代、波蘭に於て露西亞民族に對して行ふの餘地ありし諸般の示威運動を防遏する爲めに、露西亞政府はあらゆる處置を執りたり。殊に、騷亂に際し、波蘭王國より露西亞人を驅逐するのみならず。更に露西亞の西部諸州をも波蘭化する

の目的を以て組織せられたりし諸種の協會團體が計を廻らしたりし諸建物を閉鎖したり。獨り制壓に時間と勞力とを要したりしは露西亞の西部諸州に於ける波蘭人の發展なりき。波蘭人は非常の元氣を以て此方面の土地買収並に開墾の事に従ひ、之を以て『文明的征服なり』と稱せり。狀勢既に斯くの如し、露西亞人社會及兩院は焉ぞ、波蘭人に對じて特別の同情を傾くるを得んや。而も政府は寛大なりき、波蘭諸學校に加へられ居たる諸般の拘束的規定は一括して裁去せられ、西部諸州に於て地方議會ゼムスツコの制を布き、以て露西亞の諸利益の保護を主眼としながらも、波蘭人には諸事務の管掌に参加するの廣大なる餘地與へられたり。政府は代議院グロツコに、波蘭王國の諸都會に市自治制を布くの案を出したり、代議院は之を可決せり。露西亞政府の對波蘭政策は下の數語に盡く、『我等は郷等の政治的粗暴に對し腕力を以て應答したり、露西亞西部諸州を波蘭化せんとする卿等の努力に對して、亦我等は我等の利益を防護せんとす、然れども我等は決して卿等の國民的良心を冒さんとする者には非ざるなり。我等は假令卿等の實利の發展をば露西亞人の實利と同一地步に於て期し、且つ其便宜を圖かるの義務をば重視することなしとする

も、尙ほ且つ此の如くなり。』

以上は露西亞側の説なり。吾人は更に波蘭側の説を紹介せんが爲め、一九一三年六月聯合波蘭黨が倫敦大使會議に提出したる覺書を抄譯すべし。

極東に於ける戰敗の影響並に革命運動の壓迫の下に、露西亞政府は波蘭人に對し敵意ある諸處置の若干を撤回したり。一勅書は暴力又は武力に依り、異教に歸依せしめられし者に其父祖の信仰に還ることを許したり。波蘭語は私立學校に於て若干の權利を得たり。波蘭語使用はリツアニア及び小露西亞に於て書籍圖書刊行並に商標及劇場の興行に限りて許されたり。此等の諸權利は一九〇五年十月三十日の憲法發布に先ち、一九〇四—一九〇五年に於て與へられしものなり。立憲後、露西亞は此等の許可を取消し而して次第に波蘭に對し壓迫を加ふるに至れり。即ち露西亞は一九〇五年十一月二日ワルシャワの『劇場廣場』に於ける慘憺たる虐殺に依りて波蘭王國に所謂立憲生活を除幕したり。群集が立憲詔勅に對して其歡喜の情を現はさんとするや、軍隊は突然之を射撃し、二十六名を殺し、七十名に重傷を負はしめたり。其數日後、全波蘭王國に互りて戒嚴令は布かれた

り。一九〇五年十二月一日の波蘭王國諸縣に對する詔勅に依りて一旦解除せられたるも、同月二十一日再立せられ、一九〇八年十月中旬迄繼續したり、其後は『特別警戒』に依り一部分之に代へられたり。戒嚴令中、總督スカッロンは波蘭種族迫害の爲めに、廣濶なる特別の諸權限を利用したり。亂暴なる雜兵の肆まにしたる掠奪、平常の通行人に對する暴行、一網打盡の檢舉、裁判を俟たざる銃殺の宣告、是れ露西亞の立憲政治の密月に於て波蘭に行はれしことなり。監獄と軍事裁判所とは最も慘酷なる暴政の舞臺なりき。革命運動鎮壓後と雖も、一九〇八年の九個月半の間にワルシャワの軍事裁判所は有罪者の一割八分四厘を死刑に處し、他の帝國軍事裁判所の群を抜きたり。波蘭王國に於ける死刑囚の數は、全露西亞の處刑總數の四分の一を占む波蘭の兩都會即ちワルシャワとロヅは此點に於て帝國の他の總ての都會に超越せり。一九〇八年の若干月間、犠牲者の數は波蘭王國に於て全露西亞に於ける死刑數の八割三分に達したり。

革命運動時代、波蘭人は積極的に、教育上、科學上、經濟上の諸機關を創設するに努めて撓まざりき。然るに立憲政府は此等波蘭人に彈壓の手段を執り、波蘭人の活

動は露西亞化政策の進歩に害ありと認めたり。殆んど總べて禁止せられたる労働者の職業的結社の外に、政府は凡そ波蘭人の團體としいへば、最も急進黨なるものより、最も保守的なるものに至るまで、ありとあらゆる者悉く解散せしめられたり。一九〇六年十二月四日一萬六千の會員を有するソコール體操協會を閉鎖したり。一九〇九年十月には加特力波蘭統一會は其三百六十個の支部と共に其職務を停止せられたり。一九〇七年十二月十四日、十一萬六千三百四十一名の會員を有し、其諸學校、及托兒院に於て八萬七千四百名の兒童に教育を與へつゝある『慈母會』も亦解散を命せられたり。次年『ラドン縣平民大學』『スウヤートロ』（光明）大學『公開大學協會』等閉鎖を命せられ、一九一三年には『波蘭文明協會』の如きまでも除かれたり。リツアニア及小露西亞に於ても、波蘭人の教育上の諸結社亦排波蘭政策の犠牲となりたり。

高等諸學校に於て波蘭語は全く除斥せられたり、中等諸學校に於ては之を最小限度に止めたり。波蘭王國の東部諸縣、リツアニア及小露西亞に於ては、政府は私立の波蘭學校を開設することさへも禁じたり。波蘭語を以て教育せる現行犯を

押へられたる者は禁錮三個月或は罰金五百留に處せらる。波蘭王國に於ける波蘭語は日々制限を加へらる。一九一〇年八月には私設諸結社に於て露語を使用すべきこと嚴命せられたり。商店の看板、商標、揭示、皆露語を以てせられざるべからず。波蘭社會のあらゆる生命は之に依りて全く壓伏せしめられたり。新聞紙の迫害は今や極まれり。著作講演又然り。

代議院並參議院も露西亞化政策並に波蘭人、其言語、其宗教、其國民的志望に對する戰爭の特別機關と爲れり。第二代議院解散後、ツルは波蘭の代議士選出數を三十七より十四に減じたり。第三代議院は排波蘭的數多の決議に依りて波蘭の忘るべからざるものなり。其最も甚しきは波蘭のシエドルス、ルブリン兩縣の東方の諸郡を割き、純帝國領土としてホルム縣、波蘭人十四萬四千餘、正教徒四千餘—而も其大部分は波蘭語を用ふ—を新設したるに在り。(下略)

前記覺書の結論に曰く、此慘憺たる教訓は其結果を生じたり。一九〇八年に於て各政治結社は、唯だ社會黨の一團を除く外、分離(獨立)論に反對なるを宣したり、一九〇八年より既に波蘭人は滔々相率ゐて、妥協(露西亞)たる諸政黨より脱退するに

至れり。我等は武力抗爭獨り能く國を彈壓の羈絆より免かれしむるを得んとの確信を刻銘するに至りたり。上記の教訓は住民に兵器操練を教へ、以て軍隊的總叛亂を準備するの目的を以て秘密軍事諸結社の組織を餘儀なからしめたり。此等の結社は大活動を試むる爲に唯だ好機を待つのみ。此好機は昨年末に來れり。塊露衝突の見込現はるゝや、波蘭人は露西亞に對し、軍隊的叛亂を準備し、兩國開戦と同時に之を突發せしむる筈なりき。露領波蘭の五政黨と塊太利領波蘭の三政黨とは露西亞より其政權下に服従せしめらる。波蘭諸州を隔離せしむる目的を以て共同の軍隊的活動を編成着手する爲めに、其努力を合せたり。此聯合に政治的に團結したる者二十五萬を算する北米合衆國の波蘭移民加はりたり。此聯合は現在『國防委員會』に依り指導せられつゝあり。

此等諸黨派は、『假委員會』の名の下に武力抗爭を目的とする一切の準備を指導する一共同代表機關を設くるに決したり。是は戰爭開始と同時に國民的政府に依り代へられ、同政府は公然且つ正規的に政務を執るべし。是れ疑ひもなく一八六三年の叛亂以來最も有力なる波蘭の諸力團結なり。上記委員會は諸學校の青年

竝に勞働者、農夫を以て成る將來の戰士幾萬を教育しつゝあり。此等壯丁は兵式の操練を経て、時來らば直ちに其祖國の爲めに干戈を執りて立たんとす。間近の一衝突(開戦)の危機は、今や過ぎ去りたりと雖も、波蘭人の熱情は之が爲め秋毫も冷ゆることなく、彼等は日々強大となり、如何なる迫害と雖も最早之を破壊するを得ざるべき軍隊を組織しつゝあり。(中略)

實際上に於て唯一の急進的解決策あるのみ、今日分離せる三地方に依り組織せらるゝ獨立波蘭の建設是なり。然れども我等は皆此波蘭たる長年月の抗爭竝に莫大なる犠牲に依りて、初めて實現せらるべきものなることを知る。我等が歐洲列強に訴ふるも、是れ我等が壓せらるゝ諸惡に若干の輕減を得んとする爲めのみ。此意味に於ける露領波蘭の諸要求は左の如し。

(一)波蘭王國は列強の裁斷に依り波蘭に附加せらるべきリツアニアと共に、固有の地方、町村代議機關を有すべし、此等代議機關は全壯年男子の直接、無記名平等の投票に依り設定せらるべし、此等住民は集會、結社の權利竝に新聞紙の自由を享有すべし。政府は波蘭議會に對して責任あり、而して元來之に依り任命せらるゝ

ものとす。此等機關の決定せる所は代議院將た又其他如何なる露西亞立法機關の批准をも要せざるものにして、波蘭の政治關係一切の事竝に其社會組織一切の事を管掌するものとす。(二)露領波蘭に於ける諸租稅及關稅は波蘭自身のみ用途に充てらるゝに止まるものとす。(三)公職には露領波蘭に生れたる者に非ざれば登用せられず。(四)露領波蘭に於て徵募せられたる壯丁は、其境界以外に出役せしめられざるものとす。(五)露帝國の他の諸地方に於て波蘭人を虐遇する諸般の無能力規定は取消さるべし。(六)略。

以上の宣言は所謂波蘭式の空虛なる怒號に過すと雖も、以て彼等の期する所を判知し得べし。

露西亞政府が斷じて斯くの如き要求をば容れざるべきは明かなり。波蘭人が過去も將來も久しく露西亞の統治に服せざること亦明かなり。是れ波蘭と共に、現代露西亞の一病點。

戰後露國の外交及軍事終

大正三年六月廿九日印刷
大正三年七月二日發行

戰後露國の外交及軍事與付

定價金壹圓

編輯者兼

上原好雄

印刷者

小林照雄

印刷所

丸利印刷所
東京市神田區三河町一丁目十四番地

不許複製

發行所

東京市麴町區下二番町六十八番地
振替口座東京六〇二〇番

外交時報社

1270-45

終